

平成 28 年五條市議会第 2 回 6 月定例会（第 3 号）

日 時 平成 28 年 6 月 14 日（火） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	1 大塔町の復興・振興について （1）進捗・展望・国道 168 号要対策箇所について 2 まちの災害対策について （1）避難施設の充実について （2）救援物資の配給について 3 奈良県広域消防組合の負担金について （1）推移ほかについて 4 医療体制について （1）小児科について 5 職員の就労環境について （1）就労時間ほかについて 6 水道料金改正に伴う委員会の設置状況について （1）経緯・推移について 7 五條高等学校賀名生分校の魅力化推進事業について （1）寄宿舍の運営計画について 8 公共施設の跡地利用について （1）し尿処理施設について （2）みどり園について （3）市民プールについて （4）中央体育館について （5）養護老人ホーム花咲寮について （6）市庁舎について （7）各小・中学校ほかについて	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
2	大 谷 龍 雄	1 熊本地震の教訓を基にした新庁舎建設の基本設計及び合併特例債の予算内での建設について (1) 基本設計について ア 免震装置と地盤の強化について イ 予定地内での位置について ウ 必要最小限の高さについて (2) 予算内での建設について ア 形状について イ 施工方法について ウ 効率的な空調設備について 2 関係者の意見を重視した学校適正化の推進について 3 地震や異常気象に備えた災害防止対策の強化について (1) 上流及び周辺ダム対策について (2) 国道168号を始めとする重要道路への崩落防止対策について 4 (仮称)五條総合体育館の利用度向上について (1) 空調設備の効果について (2) 観客席について 5 地方自治法や地方公務員法から考えた職員の陸上自衛隊駐屯地研修の問題点について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
3	宗 部 康 寛	1 地域防災計画について (1) 熊本地震に対する支援について (2) 五條市の活断層について (3) 今後の取組、見直しについて 2 陸上自衛隊駐屯地誘致について (1) 熊本地震への対応について (2) 現在の進捗状況について (3) ヘリポートの重要性について (4) 市内で機運を高めるPR活動の取組について	市長・部長 市長・部長

第 二	報 第 六号	平成二十七年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
第 三	報 第 七号	平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
第 四	報 第 八号	平成二十七年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 五	報 第 九号	平成二十七年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第 六	報 第 十号	平成二十七年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 七	報 第 十一号	平成二十七年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 八	議 第 四十一号	五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について
第 九	議 第 四十二号	五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
第 十	議 第 四十三号	五條市水道料金等審議会条例の制定について
第 十一	議 第 四十四号	五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
第 十二	議 第 四十五号	五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 十三	議 第 四十六号	五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 十四	議 第 四十七号	五條市上野公園条例の一部改正について
第 十五	議 第 四十八号	五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 十六	議 第 四十九号	五條市立中央体育館条例の廃止について
第 十七	議 第 五十号	平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太 紀
副市長	堀 内 吉
教育長	堀 内 成
理事（総務部長）	山 田 伸 和
技監	八 田 護
市長公室長	福 彦

十二番	大 谷 龍 雄
十一番	益 田 吉 博
十番	吉 田 範
九番	山 口 耕 司
八番	福 塚 実
七番	岩 本 孝
六番	窪 佳 秀
五番	吉 田 正
四番	宗 部 康 寛
三番	牧 野 雅 一
二番	平 岡 清 司
一番	養 田 全 康

事務局職員出席者

事務局長	竹本勝治
事務局次長	久保雅彦
事務局係長	辰巳大輔
事務局主任	片山仁美
速記者	柳ヶ瀬五美

危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	総務部次長（財政課長）	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	秘書課長	企画政策課長	土地開発公社事務局長
山	坂	稲	辻	河	松	和	山	泉	松	松	西	中	上
本	口	次	田	田	井	田	本	谷	本	本	峯	本	田
修	愼	裕	祥	博	和	剛	利	進	武	智	久	賢	幸
二	一	美	友	幸	永	明	恵	治	士	美	美	二	則

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔町の復興・振興について。

最初に、大塔町の復旧・復興、そして振興についての進捗・展望についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福といまだ安否確認ができていない方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から、はや四年九箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。
国・県により国道一六八号の整備も進み、三月二十六日に国道一六八号辻堂バイパスも部分開通し、地域の活性化につながっていくとの期

待の中、三月定例会に「地域振興」で答弁いただいた大塔町の復興状況、誘客促進の仕掛けづくり、老朽化施設等の整備、公共施設の有効活用などについて、現在の取組状況、及び復興・振興において重要な導線であります国道一六八号の崩落が相次ぎましたが、国道一六八号五條市区域内における道路のり面の要対策箇所について、どのように把握しているかお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復興・振興についてお答え申し上げます。

平成二十三年九月、大塔地区が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から、はや四年九箇月余りが経過いたしました。現在も引き続き国土交通省、林野庁、奈良県が丸となって復旧事業に取り組んでいただいております、復興が順次進んでいるところであります。

本市におきましては、昨年度より大塔支所で行っています、小規模住宅地区改良事業につきましては、新天辻住宅四棟、新宇井住宅二棟の改良住宅六棟と宇井防災コミュニティセンターが完成し、現在、宇井地区におきまして、市道宇井線・市道川西線の改良工事に着手し工事施工中であります。そのほか、面的整備の計画としましては、鎮魂広場の整備、トイレ棟の整備、軽スポーツ広場、ヘリポートの整備など、周辺の復旧に合わせて随時進めていく予定であります。

次に、老朽化施設等の整備につきましては、部分的な補修を随時行っておりましたが、今回、道の駅トイレ改修に向け、平成二十八年七月をめどに設計委託業務に着手し、観光客に心地よく利用していただけるよう創意工夫し、経費削減も考慮しながら検討・計画し、平成二十八年十一月末日に委託業務完了予定で取り組んでいるところであります。

また、星のくに・ふれあい交流館周辺におきましては、観光客の通過点にならないようにPRするため、本年計画しています電子広告塔の設置は本年十月頃をめどに設置するとともに、ふれあい交流館におきましては、新たな食事メニューも取り入れながら集客に取り組んでいるところであります。

次に、公共施設の有効活用につきましては、大塔町公共施設活用検討会議で検討し、いろいろな角度から利用を模索しながら、大学・企業等へ目的・趣旨説明を行い、現在休校となっております大塔小・中学校につきましては、本年度から奈良教育大学が、約四十名の学生でオリエンテーションを四月九日・十日に実施され、七月中旬には集中講義を計画、また八月中旬におきましては三泊四日で生活科キャンプの実施計画があり、奈良教育大学が利用する計画となっております。

また、被災を受けたデイスサービスセンターの解体後の跡地につきましては、地域産業である林業振興につながる利用に向けて関係各課と協議を重ね計画・検討しているところであります。

次に、国道一六八号の崩落が相次いだことにより、現在の道路状況について道路管理者に問い合わせたところ、国道一六八号における五條市内の要対策箇所につきましては、奈良県五條土木事務所の道路防災総点検における調査結果に基づき、要対策箇所は四十七箇所あると聞いているところであります。

最後に、復興につきましては今後も、地域住民・関係機関とともに、協議・検討を重ねながら住民の皆様が安心して生活できるよう職員が一丸となって、全力で地域の復興・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁にありました公共施設の有効活用についてですが、大塔町公共施設活用検討会議で検討してということですが、地域住民の皆様の意向を重視して進めることが肝要ではと思われしますので、十分にその意向を重視した企画・計画を立てていただけますようお願いいたします。

次に、国道一六八号の崩落が相次ぎ、大塔町内並びに西吉野町内の一部の住民の皆様は不安を感じかつ、大変な危険や御不便を強いられておるところであると考えます。西吉野町西野地区の崩落対応については本線の本復旧のめどは今現在なく、立川渡・永谷線、旧道で崩落放置道路を応急的に通行可能にしただけの仮復旧した道路を迂回路として、多くの方々が危険な状況の中、通行されています。また大塔町小代地区の崩落に関しても、一旦仮復旧した直後に再度崩落があり、今もお、本復旧のめどなく仮復旧の状況が続いておると認識しております。

国道一六八号の道路防災総点検の要対策箇所については、大塔支所長から四十七箇所あると答弁を受けました。全て対策を実施するとなると、かなりの期間を要すると思いますが、今後、少しでも地域住民の方々へ負担を少なくするような効果的な方法について、五條市としての考えをお聞かせいただけますか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）三番牧野議員の御質問について、お答え申し上げます。

国道一六八号の道路斜面の対策が必要な箇所については、平成十八年度に五條土木事務所が調査を実施した要対策箇所に加えて、近年

のゲリラ豪雨等の影響によりまして、道路改築事業が完了している斜面につきましても、崩壊するなどし、対策が必要な箇所が増加してきております。このような現状を踏まえ、五條市としましては、五條土木事務所に対し、道路ネットワークを遮断させないような観点により重視し、要対策箇所について選択と集中で取組を実施していただくよう、一層働き掛けをしてまいります。

また、紀伊半島大水害のような大きな災害があった際には、多くの箇所道路が寸断されることから、紀伊半島アンカールートとなる五條新宮道路についても、県市長会、近畿市長会などを通じ、国・県に対し、引き続き救急医療・緊急事態を支える「命の道」として早期完成を要望しまいりたいと考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）道路管理者の県におかれましても、日々復旧に向け取り組んでいただいておりますが、その道路を通行される大半は五條市民であると推察されます。「命の道」市民の皆様の安全・安心という観点から単に県からの経過報告を待つだけでなく、通行される市民の皆様の安心・安全のために市としましても現在、崩落している箇所だけでなく以前にも一般質問にて市長にお願いしましたとおり四十七箇所もの危険箇所に対して首長として県に強く要望していただければと考えます。

三月の一般質問において、国道一六八号沿いで西吉野町から大塔町へと官と民が一体となって地域資源の発掘に取り組む、地域の活性化、振興につながれますことを積極的な姿勢を持って取り組まれますようお願いしたところであります。その矢先に、このような災害に見舞われ非常に残念ですが、ただいまの八田技監の答弁にもありましたように、様々な創意工夫の積み重ねが真の復興・振興につながり、五條市全体の活性化、魅力の発信に寄与するものと考えます。

是非、今以上に積極的に取り組まれますことを強くお願いしまして、次に移ります。

二つ目、まちの災害対策についてでございます。

まず一つ目、避難施設の充実について。

本年四月十四日、二十一時二十六分に発生しました熊本地震で被災された多くの方々にお見舞い申し上げます。

さてこの地震は、十四日の二十一時二十六分に震度七を計測し、その翌々日十六日未明に再度大きな揺れを観測し、被害を広げたことは、皆さん御承知のとおりであります。

なぜ遠く離れた熊本の地で起きた地震を今回、取り上げさせていただいたかと申しますと、私たちの世代で記憶に残る大きな地震は、平成七年一月十七日午前五時四十六分に起きた阪神淡路大震災、この震災の多くの被害は都会で起きた事例が多く、また平成二十三年三月十一日十四時二十六分に発生した東日本大震災では津波及び福島第一原子力発電所事故がもたらせた被害が多く見受けられ、いずれも多くの地震災害における教訓を残しました。

そして今回起きた熊本地震は、御存じのとおり地方で起きた地震で、今後、我々が備えなければならない近い将来起こるであろうと称される南海トラフ大地震の災害対策に役立つ多くの教訓、事例があると考えます。

我が五條市においても、大まかな部分では「五條市地域防災計画」や「ハザードマップ」などを作成しておりますが、果たしてそれで本当に十分なのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御質問の「五條市地域防災計画」及び「ハザードマップ」につきましては、平成二十三年の東日本大震災や紀伊半島大水害を教訓といたしまして全面改定したのですが、先の熊本地震での教訓や各種研究機関等における最新のデータなどを踏まえながら、今後、不足している部分につきましては補足を、また見直しが必要な事項につきましては、見直しを加えて、より充実した内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 一言で災害対策と言っても様々な観点から、様々な事案を想定し対策を講じることによって、よりクオリティーの高い災害対策マニュアルの作成につながるものと考えます。

そこで少し私自身の得た情報を基に質問を進めさせていただきたいと思います。

まずは、震災直後の一週間から十日くらいの間には何が必要なのか。その後一箇月から数箇月間、そして復旧・復興へとそれぞれの時期にどんな施策が必要なのかを想定して取り組まなければならないと考えます。

まずは、直後から一週間から十日くらいの間に必要とされるものを考えたとき、避難者及びその避難生活において様々なことが今回の地震

でも教訓として得られます。その一つとして避難所の充実であります。

高齢者や女性、子育て家庭に配慮した避難所の必要性がみられます。ある学校を避難所として利用される中、寝泊まりする教室は廊下から丸見え、着替えもできない。また、他の議員の質問でも触れられておりましたが、別の避難所では男女共用の仮設トイレが屋外にずらりと並び、屋根がなく、上から掛けられたブルーシートのため昼間でも暗い。日が落ちると、工事用のあんどんがともされ、午後七時頃、高齢の女性の方が電灯を手には足を確かめながら利用していた等々、様々な実情が多々見受けられます。

二〇一三年に内閣府が出した「男女共同参画の防災・復興の取組指針」の解説・事例集では「安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）」が挙げられています。

そのような状況の中、車中泊で避難生活を送る被災者も多く見受けられました。その主な理由として、避難所の衛生管理が悪い、他人に気を使う、余震で避難施設が損壊する恐れがあることなどが見られました。

その結果、ストレスなどにより災害関連死と思われる事例もあり、その一つに「七十七歳の女性の方で高血圧症の持病を抱えながら、混み合う避難所で過ごしていたとみられる。」と四月十八日の毎日新聞にもあります。

また、地震後のストレスなどで亡くなる関連死は、今回同様に余震が頻発した二〇〇四年の新潟県中越地震などでも相次ぎ、東日本大震災では福島県を中心に関連死が三千四百人を超えた。復興庁が二〇一二年に行った調査では、「関連死の約九割は七十歳以上で、原因は避難所生活の肉体的・精神的疲労が半数を占めた。」と、また避難所の外で車中泊されていた五十代、六十代の方であっても静脈血栓塞栓症、俗に言うエコノミークラス症候群で、意識不明の重症、中にはお亡くなりになられた方もおられます。

五月八日までに熊本市は、公民館や公共センター施設など、空調や生活施設などが整備された拠点避難所を市内に延べ二十一箇所開設し、延べ三千六百人を収容する予定であったとあります。

このような教訓から市内にお住まいになる御高齢の市民の皆様のためにも、避難所の充実は是非とも備えとして必要と考えます。

今現在、及び今後計画にある市が指定する空調や生活施設などが整備された拠点避難所の数と収容可能人数を改めてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市におきまして、指定避難所に指定していますのは五十三箇所であります。

収容可能人員は一万五千五百八十人です。このうち、空調やシャワー、もしくは風呂、調理場所などの生活に資する設備が整っている避難所が三箇所、収容可能人数が一千三百人、またいずれかの設備が設置されている避難所が三十七箇所、収容可能人数が一万一千人の計四十箇所あります。

このほか、現在建設中の（仮称）五條総合体育館については、収容人数が一千人で、全てが完成すれば、空調やシャワー、調理施設を備えた施設となります。

指定避難所に関しましても、今後、多角的な検討を加え、より良い施設を選定し、追加してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今御説明があったような市が指定している施設にもそれぞれ耐震強度であったり、停電時の対応として非常電源装置の有無、及びその能力の差があったりすると思われます。ただ単に収容人員だけを考えるのはいかがなものかと思えます。

今後において計画的に社会資本整備総合交付金にあるその名の通り「防災・安全交付金」などをその目的のために有効かつ効率的に活用し、施設の充実を図っていただけますよう強く提言させていただきます。

そして、さらに先にも話した震災関連死等に対する一つの対策として、避難施設を利用できず車中泊を強いられる方々に対する工夫として一時的とはいえテント村の構築もされております。そのテントにしてもどのような備え方をするのか。例えば、市内で一つの拠点を展開される株式会社モンベルさんのような大手企業と有事の際はテントの供給をお願いする協定を結んでおくことも一つの手段ではないかと考えます。様々な観点から様々な方々の知識・経験・意見を拝聴し、意欲的に取り組まれることをお願いいたします。

続きまして、救援物資の配給についてでございます。

被災地に対し様々な方面から災害支援物資が届けられ、物には不自由をすることはないのですが、残念ながら届いた物資も被災者や避難者の手元に届くことなく、無駄に積み上げられ食料に至っては腐食し廃棄しなければならないことも珍しくないのが現状であると聞いております。

なぜそれを必要とされている方々に供給できないのかと尋ねると、配給を行政がすると公平性を重視しなければならないというのが大きな要因であるとお答えがありました。であればどうすれば、せつかく届いた支援物資を無駄なく効率よく配給作業ができるのかと考えねばなら

ないと思われますが、五條市が作成された地域防災計画の中にはどのように記されていますか。答弁願います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

支援物資の配給につきましては、先の熊本地震におきまして、被災地に支援物資が集中し、被災自治体の職員等では配給できず、併せて避難者が、指定避難所以外での駐車場など、至るところに事実上の避難所を設けてしまったことから、効果的な配給ができないことや、支援物資が行き渡らないなどの問題が生じました。

五條市の地域防災計画におきましても、平素からの備蓄品の調達については記載されているものの、支援物資の配分計画については定めがなく、熊本地震などでの教訓を踏まえまして、配分計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今朝の産経新聞一面にも掲載されておったのですが、熊本県内の今回の地震による各自治体のアンケート調査の統計が出ていました。約八〇パーセントの自治体が従来備えておった防災計画を見直さなければならないというような統計も出ております。今言う物品の支給に関しても、奈良県商工会青年部連合会地域支援対策部が二〇一六年三月改訂した防災・災害対策マニュアル「奈良は一つ」があり、各都道府県で活躍される商工会青年部連合会が連携を取り、今回の震災でも大いに役立ち、国もその存在を重視されておるところであります。

その一部を紹介しますと、被災された近隣の組織は人的支援を、離れた地区の組織は物的支援をと役割分担をし、また近隣から駆けつけたメンバーから遠方の組織に今、どこで何がどれだけ必要か、またその逆にどこに何がどれだけ備蓄され供給可能かという情報をリアルタイムで共有し、そのリクエストに対し全国から効率よく被災者の方々のニーズにあつた支援を実行できる体制が日頃から構築されています。

官ができないことを民が取り組む、これこそが官民一体となった支援体制であると考えます。

国も重視されるこのような民間団体とも連携を取った災害対策は必須であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市では、十八の自治体や、各種民間団体、民間企業などと災害に備え、災害時の支援や物資の供給についての協定を締結してまいりました。

しかしながら、災害への備えにつきましては、多岐にわたることが大切であり、あらゆる角度から検討して有益な協定の締結や、連携の強化は今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今、一つ例に出してお話させていただいた商工会も、昨年の九月定例会でお話したとおり、今まで日本の国を、そしてこの五條市をも支えて来られた多くの中小企業の皆さんや個人事業主の方々で構成された組織です。

何度も申し上げますが、いろんな方々と手と手を携え官民一体となった災害対策計画を確立することが、安心して暮らせるまちづくりに、つながると考えます。

是非、今お話しさせていただいたようなことも考慮し、積極的に取り組まれますことを御提言申し上げます。

続きまして、三つ目の奈良県広域消防組合の負担金について、推移ほかについてでございます。

奈良県広域消防組合は県下奈良市・生駒市を除く三十七市町村において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たすため、消防本部の管轄区域を大きくすることにより、より高度な住民サービスが提供できるよう消防体制の充実強化を図る目的で平成二十六年四月に運用を開始され、本年四月一日からは通信指令センターが統一され、一一九番が橿原市の広域消防本部で共同受信されることになったと認識しておるところです。

そこで本題に入りますが、奈良県広域消防組合に参画前の支出済額と参画後の支出済額を比較しますと、十津川分署が開設された平成二十三年度から奈良県広域消防組合参画直前の平成二十五年年度までに常備消防費が八・二七パーセント上昇しています。

奈良県広域消防組合参加メリットに、消防力の強化及びコストの効率化を目的として議会でも承認されたと認識しています。奈良県広域消防組合参画直前の平成二十五年年度と平成二十七年年度を比較しますと、実に一一・六六パーセントの上昇となっております。また消防力の強化という観点からも、議会でも幾たびか不安視され一般質問でも取りざたされた先ほど申した通信指令センターが統一されましたが、四月以降の一一九番出動において到着が以前より遅くなったという事例もありました。このような現状では当初の目的である消防力の強化及びコスト

の効率化とは、相反した方向にあるのではと考えざるを得ないのではないのでしょうか。

広域化においてのスケジュールでは、平成二十六年の総務部門統合に続き、平成二十八年に通信部門の統合、最終的には平成三十三年の現場部門の統合で完了するとなっているわけですが、支出する負担金が年々増額で推移していることから、将来のビジョンに鑑み、次の質問をさせていただきます。

広域化以前と比較して広域化後に増額になる大きな要因として、人件費における給与改定などを除けば、どのようなことが増額の主な要因と言えますか。

また、予算編成の要求説明時において、要求をうのみにするのではなく要求の積算に対する説明が十分に行われ、査定を行っていますか。

さらに、決算報告に至っては、奈良県広域消防組合の職員から十分説明を受けているのですか。

ただいま申し述べた事項について、見解をお聞きます。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

主要な要因といたしまして、高機能通信指令センターの整備と消防本部の改修工事であります。

高機能通信指令センターの整備は、消防広域化におけるスケールメリットを最大限に生かすもので、通信指令の統合による現場活動人員の増強、初動体制の強化並びに増援体制の充実が図かれたことによりまして、迅速な対応が可能となったところでございます。

これらの整備事業費は、奈良県広域消防組合を構成する三十七市町村が負担する共通経費であり、短期的には増加しておりますが、消防広域化における設立当初の目的を達成するため必要不可欠であります。

その他の予算につきましては、人件費を含め特別会計の部分で、そのほとんどは単独消防であったとしても必要な予算であります。

今後につきましては、本年二月に、平成三十三年度の全体統合に向けた報告（案）が示され、特殊消防車両や消防署所の統廃合を含めた検討が始まったところでございます。

奈良県広域消防組合負担金の予算編成につきましては、本市の予算編成方針に沿って要求案に対して査定を行い、奈良県広域消防組合に提示する形を取っております。また、説明資料に不足があれば再度説明を求めています。

決算報告についてですが、奈良県広域消防組合において特別地方公共団体としての決算手続の後、報告を受けておりますが、その報告においては、各市町村に不足がないよう十分詳細な説明を求めている必要があると考えております。

各構成市町村は現下の厳しい財政事情の中、無駄をなくし、予算削減に取り組んでおりますので、奈良県広域消防組合においても、この趣旨を御理解いただき、広域消防として最小限の予算において最大限のスケールメリット効果を生かすよう、今以上に要望し続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中に、スケールメリットとして、初動体制の強化並びに増援体制の充実が図かれたことにより、迅速な対応が可能となったという答弁がありましたけれども、現実をよく把握してくださいね。間違った見解の答弁は余り良くないと思います。

予算の要求案に対して、査定を行い奈良県広域消防組合に提示し、説明資料に不足があれば再度説明を求めるとありましたが、最終査定までかなりの詳細なヒアリングを行っているということですか。

交付税措置の減額や税収も減額の傾向のある中、市の予算編成の基本方針の一つに貴重な財源を一元たりとも無駄にすることなくということも言われております。

また、決算報告について、各市町村に不足のないよう十分な説明を求めている必要があるとのことでしたが、奈良県広域消防組合から説明が不十分なため、昨年の決算審査特別委員会での説明が的を得ていないということになったのではないかと、奈良県広域消防組合に対して、全体統合に向けた計画と経費について早期に作成し、市町村に提示するよう要望していく必要があると考えますが、どう思われますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

予算編成につきましては、先ほども述べさせていただきましたように、本市の予算編成に沿いまして要求案の査定を行っていく、また決算報告につきましては、十分な説明を求めているという状況でございます。

また、今後におきましても、スケールメリットを生かす協議を続けていくということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市でそういうふうな認識を持っていたいて負担金を支出する窓口として、もちろん組合以外でもいろんな協議もされるであらうと思いますが、五條市の税金を負担金としてお支払するわけですから、しっかりとその辺は考えるだけでなく、奈良県広域消防組合さんに要望していただきたいと思います。その辺の要望を強くしていただいて、しっかりとその事業内容を把握して市民の皆様に対する消防サービスの向上を目的としてリスクのない効率的な運営を奈良県広域消防組合に提言すべきと考えます。

平成三十三年の全体統合に向け、またその後において、市の負担金の推移については注視させていただきますので、しっかりとした努力し取り組んでいただきたいと思います。

次に、四つ目の医療体制について、小児科についてでございます。

奈良良総合医療センターは急性期・回復期の医療を担う病院としての役割を、五條病院は、急性期医療は終了したものの、療養入院を必要とする患者を受け入れる病院として、また在宅への連携を見据えた高齢者医療や内科・整形外科など身近な外来機能を有する病院としての役割を担うことになります。それにより地域住民の皆様の急性期から回復期、療養期から在宅へと切れ目のない医療体制が整うことにつながりますと、過去の答弁でありました。切れ目のない医療体制が整うという観点から、以前からお願いしました小児科医療の充実についてお尋ねしていきたいと思えます。

まずは、市内の医療施設について、件数、その他診療時間等をお尋ねいたします。市内の医療施設というのは小児科を受け持っていたいっている医療施設のことです。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市内の小児科の開業医でございますけれども、市内におきまして小児科の標榜をあげている開業医が四件ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）診療時間は。

坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）診療時間でございますけれども、病院・開業医によって違いますけれども、午後七時頃までは診療していただ

いておると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）これからなぜこういうことを聞いているかということは、だんだん分かっていただけたと思いますので、今の診療可能な医療施設の件数、また診療時間等についてもよくよく把握していただきたいと思っています。

続きまして、過去の、直近で結構です。五條病院での小児科診療数及び南奈良総合医療センター開院後の市民の小児科利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

過去の五條病院での診療者数というのは、ちよつと手元に資料がありません。申し訳ございません。

南奈良総合医療センター小児科での外来患者の数でございますけれども、四月で五百三十三人となっております。五月の資料はございませんので、申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今聞かせていただいた四月の五百三十三名というのは、五條市民の利用数でしょうか。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

これは、五條市民以外にも、全体の数でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）部長、すり合わせのときに調べてないの。聞き取りのときに。すぐに分かれへんの。今。議員が質問している内容っていうのはすぐに分かれへんの。五條市民の数とかうんぬんとか、課長も分かってへんの。統計とってないっていうこと。ちよつと確認していただけますか。すぐ分かりませんか。

○すこやか市民部長（坂口慎一）……………

○議長（吉田 正）牧野議員、これ通告のときに言ってくれてあるんけ。

○三番（牧野雅一）止めよ。言ったか、言っていないかこんな時間の無駄や。意見調整ちゃんとやって。

○議長（吉田 正）意見調整のため、午前十一時まで休憩いたします。

午前十時四十三分休憩に入る

午前十一時零分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

三番牧野雅一議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）貴重な時間を割いていただきまして、大変申し訳ございませんでした。

三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどの御質問につきましては、すぐに把握することができませんので、後日調査し報告させていただきたいと思っております。よろしく願います。

今後、また小児科における現状等を十分把握、または分析をし、今後の取組に反映させていただきたいと思っております。

安心して子育てができる医療環境の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市内で育まれる小児科対象となる子供たちの数はゼロ歳児から四歳が約八百八十名、五歳児から九歳までが約一千名、十歳から十五歳が約一千五百五十名と、この統計を見ても少子化が進んでいるのが分かります。この中で特にゼロ歳から四歳の子供たちは、

体調を崩しても自分でお母さんに、どこがどう具合が悪いと症状を伝えることができずに高熱でぐったりしたり、ぐずったり、泣きじやついたり、その親御さんたちも不安な思いで、仕方なく症状や時間帯によつては遠い病院まで行かなければならない、ましてや現在の社会情勢から若い子育てをされる世代の方々は夫婦共働きで何とか生計を立てられる御家庭も珍しくないのが現状です。このような状況では市内で安心して子育てできる環境とは言いがたいと考えます。

市内で小児科の医療体制を充実させることが、市長の言う「住んでみたい、住んでよかった、安心して暮らせるまちづくり」につながるのではないかと考えます。

どのように小児科医療の体制を構築すれば市民の皆様に安心していただける体制を組めるのか、どのようにすれば財政的に無理のない効率の良い体制ができるのか、様々に統計を取ったり、市内の医師会の方々に協力を求めたり、いろんな観点から皆が力を合わせ、育まれる子供たちのため、またその子供たちを育む若い世代の方々のためにも意欲的に取り組まれますことを強くお願いしまして、次に移ります。

五つ目の職員の就労環境についてでございます。

市職員さんの就労時間についてですが、私自身も日々登庁し、よく見かける光景ですが、就労時間の午後五時十五分を過ぎてもデスクに向かって、お仕事をされている方、十五分を過ぎてからお掃除を始められる方、また午後五時を過ぎるとデスクの上を片付け始め、午後五時十五分になると帰路に就く方と様々です。

労働基準法では、職員の超過勤務時間は年間三百六十時間を越えないと定められ、管理職は時間に関係なく一括した手当に含まれると聞いています。

最近は少し減ったように見受けられますが、春先には午後五時十五分を過ぎて遅くまでデスクに向かってお仕事される方、週末の休日にも登庁される姿をお見掛けしたように思われます。中には自宅に持ち帰ってお仕事をこなす方もおられると耳にしたこともあります。様々な事情でこのような超過勤務を強いられるのですが、特に春先に多く見受けられた一つの要因として定期人事異動が影響しているのではないのでしょうか。

今まで全く経験したことの無い職場に異動になって、早く周りのみんなに追い付かなければならないと、超過勤務をしていたのかもしれない。

引継は当然されているでしょうが、やはり不安になっているのではと見受けられます。余りに過度な超過勤務は職員さんの健康状態や私生

活にも悪影響を及ぼします。人事異動ですからどんな職場に就くこともあるでしょう。しかし異動先の周りの協力体制がどのようなかによって、随分その職員さんの超過勤務の時間や、精神的な心労は違うものになると思います。上司と部下、同僚同士の関係が希薄になっているとも言われています。

お互いが助け合ってこそ「快適な職場」が作られ、強いては市民の皆様に対してより良い行政サービスの提供へとつながるのではないのでしょうか。もちろん適材適所の異動がなされているとは思いますが、担当部長の答弁を求めます。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

人事異動直後の春先に特に超過勤務が多いという御指摘でございますが、新しい職場に移りまして、それと職員数の減少、また事務事業の多様化と、そういうことが相まって、一時的に休日出勤や時間外勤務が増えると、それが原因の一つかなというふうに考えております。

新しい職員を迎える職場の、みんなでサポートするという態勢が、その職員を支える上では大変効果があると考えております。周りがその職員をサポートすることによりまして、結果的に時間外勤務が減るということにつながるのかというふうに考えております。

今後とも職員の適正配置、適材適所を念頭に置きまして、快適な就労環境が構築できますように目指してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の質疑の中にあつた超過勤務の状況につきましては、改めまして別の機会にお尋ねするとします。

先ほども申し上げたとおり、超過勤務の要因には、その職員さんの受け持たれた仕事に対する意欲の表れであると考えますが、もし人事が原因でそのような超過勤務を強いられるのであれば、取り除いていただき、本当の意味での適材適所を検討いただき、職員の皆さんが、意欲を持って取り組める就労環境の構築と、その職員さんたちがなされる市民の皆様に対する行政サービスの向上につながれますことを提言させていただきます、次に移ります。

六つ目の水道料金改正に伴う委員会の設置状況について。

経緯・推移についてです。

水道事業会計の将来性については、平成二十六年十二月及び平成二十七年三月、平成二十七年十二月各定例会、またはその他委員会において再三再四お尋ねしてまいりましたが、水道事業を取り巻く情勢は、約十三億円の水利権の分割譲渡費用負担、それに区域拡張期に建設した水道施設の老朽化、将来給水人口の減少、節水型機器の普及や節水意識の向上に加え、長引く景気低迷等により家庭用の水需要は依然として大幅な改善が見られず、営業収益は右肩下がりに減少し、水道経営は一段と厳しくなっていると思われます。このような状況の下、近い将来に水道料金の値上げ改正が避けられない現実となってきましたが、過去の答弁では、「平成二十七年度から検討委員会等を設置して決めています。」と、また平成二十七年十二月の答弁では、「水道料金値上げを含む、水道事業計画及び事業費についての検討委員会等の設置につきましては、水利権の分割譲渡の金額が十三億円と大きなウェイトを占めています。そのため、国営農業用水再編対策事業に係る費用負担軽減に向けて近畿農政局と奈良県との調整や県に対しての要望等に時間を費やしている状況から約半年ほど遅れております。」と答弁いただいております。その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の水道事業及び簡易水道事業等の公正妥当な料金を検討するため、五條市水道料金等審議会を設置する条例を、このたび提出させていただきました。審議会設置の条例が御議決いただきましたら、関係機関各位にお願いに上がりまして、審議会の立ち上げを行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）実際に水道料金の値上げが行われますと、家計に直接跳ね返ってくるようになります。家計への負担が大きい、家庭の方々など、幅広く市民の声が反映できるよう委員会の構成が必要と考えますが、審議会の構成についてどのようにお考えですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

水道料金の改定を目指していることから、経営面や今後の事業など、いろいろな方面からの検証が必要となります。御協力をお願いいたします委員には、学識経験者、経営の有識者などを予定しております。

市民の皆様のご意見を広くお聞きするために、対応策を審議会でも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市民の皆様の意見を幅広くお聞きいただきたい、そういうような形でこの事業を進めて行っていたいただきたいということを前々からお願ひしておるところです。市民の皆様の意見を広くお聞きするために、例えばアンケート調査などを取り組まれてはいかがですか。多くの市民の皆様に水道料金の値上げ改定を周知でき、また実直な市民の声を審議会に反映できると考えますが、いかがですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

それも一つの案として、審議会で検討していただきたいと思います。

以上です。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）水道料金の値上げ改定、この事案は何度も申し上げますように、幅広い市民の皆様のご理解をいただける取組が必要であると考えます。

しっかりと説明し、妥協ではなく、御理解を深めた上で以前からもお願いしていますように、市民の皆様の家計に直接大きな打撃となり得る事案です。小さな小さな市民の皆様の声に大きな耳を傾け、その負担を最小限に留めることを目標に、結果ありきの協議ではなく、受益者すなわち市民の皆様が納得し、理解を得られる協議を重ねていただける環境を構築されることを強くお願いしまして、次に移ります。

七つ目の五條高等学校賀名生分校の魅力化推進事業について。

寄宿舎の運営計画について、お尋ねします。賀名生分校における全国募集を平成三十年度入学者選抜から導入する予定とのことですが、そのために必要となる他府県出身生徒を受け入れる寄宿舎の整備について、それに係る事業費並びに経費負担についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

寄宿舎として予定している五條病院医師・看護師宿舎は、平成四年七月に県によって整備されましたが、県とのまちづくり基本協定で賀名

生分校の全国募集展開のための拠点として活用することが明記されています。また、当該宿舎は県有財産であるため、本来ならば評価額の二分の一程度の市負担が必要であったところ、本市並びに県南部振興のため全国募集に併せて無償譲渡していただけるよう約束されています。

しかしながら、これまで成人が生活していた施設を高校生が使用するための整備が必要であると認識しています。事業費については、今後基本設計、実施設計を進める中で詰めることとなりますが、おおよそ五千万円程度は必要になるのではないかと考えています。

また、事業経費については、過疎債の活用やまちづくり連携協定に基づく県の支援をいただけるよう、今後、協議してまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）それでは、今回整備する寄宿舎の定員について、何人の生徒が入れる寄宿舎にするつもりなのかお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

県とのまちづくり協定では、五條病院の医師・看護師宿舎を賀名生分校の全国募集による入学生を受入施設として活用することが明記されていますが、第一次整備としてとしては、看護師宿舎の改修による整備を考えています。

現在、看護師宿舎には一人用ワンルームタイプの居室が三十四室整備されていますが、このうち一部を事務室、舎監宿直室等に転用する必要がありますことから、生徒用の居室としては、三十室整備することを考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）新たな試みとして実施される事業ですけれども、三十人が入れる寄宿舎を整備することでありますけれども、定員数の根拠についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度、先進校として視察した島根県立島根中央高等学校では平成二十二年度から全国募集を実施しており、当初は四から五名の県外生が入学し、その後の活発な広報活動などにより、定員九十名のうち、平成二十六年度には県外生十八名が入学しています。

また、本県でも平成二十七年入試から県立高校四校で全国募集をスタートさせ、今年度入試実績では、四校で二十五名、一校平均六名程度の県外生が入学しています。

以上の先進事例から全国募集スタート段階では五名程度の入学が見込まれることに加え、施設改修工事は数回に分けるより棟全体を一度に行う方が寮生にとって安全で、しかも経済的であることから、まずは看護師宿舎を改修して三十室準備するのが適切と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の定員数の根拠をお尋ねしましたら、他所の前例のみということですね。定員数の根拠がちよつと曖昧のような気がいたします。このような状況で予算を投入するのはいかがなものか。もっと慎重に進めるべきであると考えますが、いかがですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今後、事業を進めるに当たりましては、今まで以上に調査等を行いまして、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）是非、今後、大きな事業費が掛かるであろう事業であると思うので、慎重に計画、いろんな調査を踏まえて進めていっていただけたらと思います。

現在、賀名生分校には農業科と家政科があるが、現存する学科に対する今後の推移についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、賀名生分校には農業科と家政科が設置され、今年度入試までは学科ごとの定員を定めず三十名募集していました。

今回の魅力化推進事業では農業科単独校にすることとし、本年三月二十四日、市の定例教育委員会で、五月十二日には県の定例教育委員会

で承認いただいたところです。

この計画は、本市には守るべき農業ブランドが豊富であることや、農業の学習内容は地域の実情に応じて大きく異なるという教科特有の性格によるものですが、農業と家庭、特に食生活との間に密接な関係があることなどから、賀名生分校のこれまでの経緯を踏まえつつ、家庭科の学習も盛り込めるようカリキュラム編成を研究してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、市内の希望する生徒に学習の場を提供できるよう、工夫してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）賀名生分校で家庭科を学びたいと考える生徒への対応と今後も市内の希望する生徒に学習の場を提供いただけるよう、よろしくお願いいたします。

全国募集により県外からも生徒が来るようになれば、その子供たちのためにも五條市の予算を使うことになります。その場合の市のメリットについてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

当事業がもたらす五條市へのメリットにつきましては、農業担い手の育成と本市への移住促進のきっかけを生むことの二点を考えております。

他の地域に比べ青壮年層の農業後継者が育っているという本市でも、小・中学校の児童・生徒数が、この二十年間で四五パーセント以下に落ち込んでいること、平成二十二年度時点で既に市内の基幹的農業従事者の七割が六十歳以上であることなどから、早急な対応が必要で魅力化推進事業はその一つの対応策になり得ると考えています。

二点目につきましては、移住の促進と都市・農村間の交流には深い関係があるとされ、先日新聞では「移住先進地の多くの地域では、『都市農村交流事業』などを活発に行っている」と述べています。

賀名生分校では、学校・寄宿舎とその周辺地域との間で農業を軸にした交流を積極的に進めることを想定しており、将来は、他府県における本市への認識の向上や移住の促進につながるものと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）五條高校の藤花寮は、教師が順番に当直をしていると聞いていますが、今回整備する寄宿舎についてはどのような運営方法を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

藤花寮では、議員仰せのとおり男性教員に舎監を任命し宿直させるとともに、女性教員には家庭事情を考慮しながら、休日の日直を命じて運営されています。

しかしながら、賀名生分校では本校に比べて教員数が非常に少ないことから、労働基準法や宿日直業務を命じる場合の許可基準から、教員だけに宿日直業務を命じることは困難であるため、市で当直職員を雇用するなどの方法により研究しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）種々何点かお尋ねさせていただきましたけれども、全体の事業計画を見ると、まだまだ不透明な部分は多々見受けられます。この学校で学んだ子供たちが卒業後、五條市の農業に貢献し定住されることが、この事業の最大の目的であると認識しております。

その取組に対してしっかり計画を立て協議を進めるべきと考えます。事業費については、おおよそ五千万円、後の運営費等においても費用は毎年のことであります。まちづくり連携協定に基づく県の支援を少しでも多く仰ぎ、市民の皆様の負担感覚を和らげられる取組を強く提言申し上げます。

次、八つ目です。公共施設の跡地利用について。

跡地利用事業計画についてでございます。先頃、奈良新聞に掲載されました奈良少年刑務所は約百年前に建てられ、老朽化が進み建て替えも取りざたされる中、地域住民から建物の保存を要望されているとありました。この建物は明治四十一年に完成し約百年間にわたりその地域に存在し、今では地域住民にとって一つの風景となり地域に溶け込んだ建物であります。この例にも分かりますように公共の施設というのは長年その地域にお住まいの皆様には大なり小なり親しみを持って見守られ、その存在はなくてはならないものになっている施設も珍しくないと

思われます。

そこで順次お尋ねしたいと思います。

先の三月定例会において、市庁舎の県有地移転を承認する議案が可決されました。（仮称）五條総合体育館もしゅん工間近に迫っております。もう既にしゅん工されたし尿処理施設、やまと広域環境衛生事務組合に参画し、平成二十九年四月一日から始動開始が予定されるごみ焼却施設、現在休園されている上野運動公園内にある市民プール、移転建設がされる養護老人ホーム花咲寮、学校適正化事業に伴う市内の八つの小学校と五つの中学校と、その跡地に残る地域の皆様の長年にわたる思い入れも鑑み、今後どのような手順で跡地活用されるのかを順番にお尋ねいたします。

まず、五條市衛生センターについてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市衛生センターにつきましては、解体を平成二十九年年度から平成三十年度で予定しております。解体後の跡地利用につきましては、地元二見地区自治連合会と協議をしており、今後具体的な検討を行い、実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） いずれにしても解体されるということですね。

ちなみに解体事業費は幾らぐらいを想定されておるんですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

し尿処理施設の解体でございます。建屋、プラントがあり、多額の費用が掛かると思われます。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）多額ということなので、また改めてお尋します。

次に、みどり園、リサイクルプラザについて、同じことをお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

みどり園の焼却施設及びリサイクル施設につきましては、平成二十五年九月に周辺三地区と締結した変更協定書に、「操業期間後速やかに更地に整備する。」と明記されていることから、平成二十九年九月以降、速やかに解体作業の準備を行い、焼却施設については、平成三十年から平成三十一年度中に、リサイクル施設は、ストックヤードの関係から平成三十二年度中に解体をしたいと考えております。

また、解体後の跡地利用でございますが、変更協定書に「地元の意見を考慮し、緑地公園等の公共施設の設置を検討する。」と明記されておりますので、周辺三地区の代表からなる跡地利用検討委員会を設置するとともに跡地利用計画を策定し、その中で整理していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）これも同じように、解体せなあかんということなので、ちなみに解体事業費をお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

ごみ焼却施設とリサイクル施設の解体でございますので、こちらも多額の費用が掛かると思われます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）これ以上聞いてもお答えいただけなさそうなので、次にいきますね。

みどり園跡地に関しては、昨日の質問にもあったように、中継地問題等いろいろあると思われれます。ただあの場所を更地に戻して長年お世話になった地元の方にお返しすることが決まったのであれば、立つ鳥跡を濁さずということわざもありますので、速やかに中継地事業に対しては進めるべきであると考えます。

リサイクルプラザにおいては、多額の事業費を掛け平成十六年三月にしゅん工、わずか十一年で稼働終了。総事業費のうち、全ての借金を完済していないにもかかわらず、平成二十七年で稼働終了、本年度より外部に処理を委託とお聞きしています。この事業全体を長いスパンで見たら効率は決して良くないように、今現在のね、良くないように思われますが、その要因等についてお答え願えますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

ただいま申されました起債の借入額等は承知しております。

しかし、リサイクル施設稼働の終了を決定いたしました平成二十六年度には、みどり園での焼却を終了する平成二十九年九月以降、速やかに焼却施設を解体し、その跡地に中継施設を建設するというのを地元をお願いしており、その中継施設完了までの間、リサイクル施設をごみの積替施設等に利用する予定で、その準備期間も必要なことから、平成二十七年度末に稼働を終了するという事にいたしました。

また、協定期限が迫る中、施設建設から十一年が経過し、家屋内部の機械設備等の老朽化が進んでいたことも一つの要因になっております。現在は資源物のストックヤードとして利用し、リサイクル類の分別業務については、外部に委託しております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今跡地利用のところから本来の今回の質問の趣旨からちよつと道をずれた方向に質問してしまったので、今のことに關してはまた改めて違った機会にいろいろお尋ねしたいと思います。

次に、五條市立中央体育館についてですが、この施設は昭和四十六年九月に当時の雇用促進事業団により建設され、昭和五十六年より五條市と共有され平成十四年に買取り、実に築四十五年と、半世紀近く市民の屋内スポーツ並びに様々な催しの拠点とし市民になじんだ施設となっておりましたが、老朽化で今後の利用は難しいと思われ、今議会においても議第四十九号、五條市立中央体育館条例の廃止と用途廃止するため、条例が廃止されると思われませんが、今後の活用もしくは跡地利用についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、当体育館は老朽化しておることと、耐震補強がなされていないことから、本年度末をもって運用を停止するとともに、

利用者に対しては、新体育館への利用を進めながら、中央体育館を今後どのようにするのか、有効な利活用も含め検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）そして、上野運動公園内の市民プールについてお尋ねしたいと思います。

この施設については当時の事業費三億二千八百万なにかしを掛け平成元年七月十日より供用開始され様々な協議の末、一昨年より休園状態にありますが、今後の施設運用について答弁願います。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園市民のプールは、施設の老朽化やろ過配管の破損などの要因により、利用者の安全の確保ができなくなったため平成二十六年度より休園させていただいております。

本年度につきましても、公園運営及び整備検討会において議論していただき、休園を決定させていただきましたところであります。

今後、市民プールの存続等につきましては、今年度中に公園運営及び整備検討会において結論を出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この市民プールの建設された当時の財源についてお尋ねしたいと思いますが、起債もしくは一般財源であると思われますが、補助金の充当等はないということでしょうか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

そのように認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）続きまして、花咲寮について。花咲寮につきましましては、本会議一般質問終了後の厚生建設常任委員会での今後の推移、現況等

も含め御説明いただくことですので、割愛させていただきます。

次、市庁舎跡地についてでございます。昭和三十六年より実に半世紀以上にわたり、このまちの中心地として市民の皆様に親しまれてまいりました。先の県との包括協定では、文化・歴史的な方面で現庁舎跡地活用を検討していくことでしたが、具体的な素案等あればお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎整備に向けまして、県との連携協定の中、庁内に新庁舎プロジェクトチームを設置し、五條高校跡地及び周辺地域整備につきまして、協議、検討を行うことといたしております。

現庁舎の跡地利用につきましては、新庁舎プロジェクトチームの「現庁舎跡地活用ワーキンググループ」におきまして、近隣の既存施設との連携を図りながら検討を進めてまいるということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 特に現庁舎跡地に関しては、本当に長年五條市民の方の思い出も深い場所だと思っています。何がしかの形で市民の皆様がぽっかり穴の開いたというような印象を少しでも和らげていただくような事業計画を今後検討、協議して立てていただけたらと思います。

続きまして、市内の八つの小学校、五つの中学校についてです。

学校適正化事業に伴う市内の八つの小学校と五つの中学校と、その跡地についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

学校適正化により生じた統廃合の学校施設等についてはそれぞれの施設の立地や施設条件を踏まえ、地域の意見を尊重しながら有効活用にあつめます。その際は、五條市学校適正化推進実施委員会の御意見もいただきながら市の「まちづくり」の観点に立ち進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）各学校においても、長年その地域地域で根ざしたそういう施設であると、そのほとんどが耐震構造若しくは耐震補強されていると思われます。その施設を効率よく有意義な施設に、解体してしまうのではなくて生まれ変わるような、地域住民の方々の意見も拝聴しながら参考し、進めていただけるよう節にお願いいたします。

また今、個々に聞かせていただいた各施設は、その新しい施設、建物を構築するに当たり不要になり、その解体費用だけでも先ほど多額という表現をされておりましたが、かなり多額な、数もありますのでね、ばくだいな事業費が要るのではないかなと、そのいずれも新施設の事業費計画に計上されずに今まで進めてこられたと思います。昨日の答弁で中継地建設事業費において四億円から五億円、また新たな施設の構築にはばくだいな財源の裏付けが必要と考えます。

今後の五條市の財政状況の推移を鑑みたとき、しつかりとした計画を立て効率的な事業運営が必要と考えます。

将来にわたりこの五條市にお住まいの市民の皆様に必要なのか。このまちで育まれ将来の五條市を担っていく子供たちに負の財産を残さぬためにはどうすればよいのか。十分熟慮の上、何度も申し上げますが、しつかり計画を立て進められることを伏してお願いしたいと思います。

少し予定より時間が、後十分余りあると思いますので、この今の八つ目の質問だけではなく、一番から八番までの質問、一応一通り終わらせていただきました。これに対して総括的な市長の御見解を、余り長くなっていいのでお願いできますか。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

るる担当から説明がありました。

公共施設の跡地利用に対しては、いろんな意見を集約しながら今後進めてまいりたい、そういうふうを考えておりますが、ただ新しく建てることに関してはいろんな補助金や起債が使えますけれども、次のステップをどう考えていくかということも大事であろうかなというふうに思います。また、今から検討していくという一つの過程の中で、今私たちも市民の皆さんに対してどういうような方向性を示すかということも大変大事であろうかなと。そういう中においては、施設を今後有効に使う部分、また解体して新しく造り替えていくもの、また売却をしてもいいと私は思っています。いろんな形の中で、部分的ではなく全体的、総合的な判断をしなくてはならない。特に先ほども学校のことがありました。学校適正化推進委員会の中で今後検討してまいりますけれども、今後、学校の統廃合も避けては通れない状況にあります。先ほど

牧野議員が言ったように、地域に密着した学校というのは、地域の皆さんはその後もし廃校になるにしても有効な形で使っていたいただきたいということは当然あるのかなという、それをいかに学校とは違った形の中で、どのような形の中で地域と密着した施設に変えていくかということも大事であろうかなというふうに思います。

そういう観点から、今後総合的な判断の中で、地域の皆さんの御理解も得ながら、また地域の皆さんの意見も集約しながら最終的な判断をしながらより良い、住み良いまちづくりのためにこれからも頑張つてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市長、市長、市長、一番から七番までのことに対しても総括的に御見解をお願いできますか。（「今その総括を」との声あり）

違う違う、ほかの質問に対しての…、今八番のことだけ答えてくれましたやろ、…：時間もあるのでお願いできますか。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）まずは、し尿処理施設についてですか。（「一番から七番質問に対しての、大まかな見解で結構です」の声あり）

まずは、大塔町復興についてですか、これは先ほども技監からお話がありましたように、道路整備も大変重要であると、ほとんど復興に関しましては、大塔地区に関しての道路はほぼ完了してきたということでありますけれども、国道一六八号が五月の連休前から崩落があったと、一つは西吉野地区、そして大塔地区で、そして十津川村にも一箇所あったということで、大変、観光客が来なくなつたということも言われています。これに関しては県と連携をしながら、より早く対応できるような、そして迂回路がないということが大変重要なことであつたと、先ほども牧野議員がおっしゃつたように西吉野の西野バイパスにおきましては旧街道、元々は国道でしたけれども、今は市道になつている部分の、立川渡・永谷区間の間が崩落していて、二回入札が不調になつたということで大変遅れておつたと、これができていればもっとスムーズにいったのではないかなということ、より今早急な形の中で県が架設をしていただいております。それと踏まえて連携して架設が撤去すると同時に、入札を早く進めて、その対応を進めてまいりたいとそういうふうに考えております。

そして災害のことにしましては、いろんな形の中で避難施設の充実ということで、当然これは考えていかなければならない。私たちも計画をしましたけれども、毎年毎年それを検証しながら変えていくべきものは変えていく、そして熊本県のことと踏まえて、あの大震災の中で

教訓を得た形の中で、また五條市としても見直すところは見直していくということで、毎年そういう見直しは大変大事であらうかなというふうに思っております。

そして、奈良県広域消防組合の負担金について、大変御指摘がありました。これに関して、いろんな負担金ということでありますけれども、平成三十三年度に最終的に全てが統一すると、今は自賄いということで、今五條市におきましては、一番奈良県下の中、奈良市、生駒市を抜いての中で一番人件費が安い、それは当然若い方が多いということで、これから毎年、毎年当然上がってくるように予想されると、これは単独でやってもまさに同じことであろうかなというふうに思っています。いろんな形の中で自賄いということにより精査をしながらやっていきますけれども、これにおいては私たちも実際オーナーであります。その中には議会という中でそこで審議をされた、今回も益田議員が出られるようになったと聞いております。その前が牧野議員であつたと、その中においては監査委員もされていたということで、その辺の中は大変熟知しているという、そういう認識をしております。

したがって、行政として私たちもやるべきことはありますけれども、議会としてもその対応は当然していただきたいなというふうに思います。その辺は連携を取りながらより財政の苦しい状況でありますけれども、そこらの対応というのは議会との連携、また私のところにも広域消防の方からもいろんな形の中で説明に来ていただける、そのときは御助言をちゃんといただきながら、私たちの言い分はちゃんとやっていきたいなというふうに思っております。

医療体制において、小児科においても本当にこれは去年でしたか、南奈良総合医療センターが開院するという形の中で、どうか小児科の先生を増やしていただきたいと、医大の方にも行かせていただきました。また医師会への要望もお願いをさせていただきました。また夜間診療におきましては、午後十時まででしたか、十二時から二時間減らしていただきたいという御要望もありまして、納得を私もさせていただきました。その理由として開業医の皆さん方におきましては次の日もやっぱり仕事があると、それに支障が出るという観点から私たちも御理解を得なければならなかったという観点がありますけれども、特に小児科、子供のことに対しては手厚くやっていかなければならない。ただし開業医の皆さんとの連携、また南奈良総合医療センターの方との連携をしながら、今後市民の皆さん、また小さい子供を持っている方の安心・安全を守るべくこれからも努めていかなければならないですけれども、いろんな障害も当然ございます。それをクリアしながら県と連携をしながら今後も進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（吉田 正）市長、すみません。時間後四分でお願いしたいと思います。

○市長（太田好紀）そうしたら、後四分で。

それと、職員の就労環境についてですか、大変私も大概遅く帰りますけれども、ほとんどの職員が残っているということで、これは本当に労働条件に先ほど牧野議員が言ったように、いろんな問題も生じてくるところもあります。季節的な形の中で時間延長しなくてはならない部分、全体的に人が不足しているところもございましょう。そういうところは臨時職員を派遣しながらある程度の形をやっているわけがあります。当然人事権は私にございますので、いろんな見方をすればおかしいなというところは多々あるうかと思えます。これは私も認めます。しかしながら約四百人の職員の中で、完璧な人事異動というのはなかなかできないのが現状であろうかなと。完璧にするのはなかなか大変、それをクリアするためにも臨時職員を雇用しながら、またいろんな配置転換をしながら、またその中には産休で休む方もおられますし、また病気で休む方もおられるということで、そこらを総合的な判断をしながら、今後も職員の皆さんの働く環境、また働きやすい環境を進めてまいりたいというふうに思っています。

そして水道料金の改正でありますけれども、先ほども牧野議員が言ったように、当初うちの水利権がないということは、県の方でその水利権を借りていたという部分があります。去年、おとしの中で県と当初は十八億円ということも言われておりました。しかしながら県と相談をしながら農林の方ということで、大迫ダム、そして津風呂湖の水利権で十三億円ということで、五億円くらい安くなったということでありますけれども、ただそれでも十三億円も掛かるということでありますので、その中で現在、まだ方向性は決まっておりますけれども、五條市と大淀町と吉野町で上水道の統一化をしようということで今現在進んでおります。これがもう少しうまくいけば、この十三億円はなくなります。だからそういうことを県と連携しながら今後も進めてまいりたいなというように思っております。

○議長（吉田 正）市長、すみません。時間がきたので、この辺で止めさせてもらってよろしいですか。

○市長（太田好紀）終わってよろしいでしょうか。

まだ言いたいことはいっぱいありますけれども…。

○議長（吉田 正）結構です。

○市長（太田好紀）そうしたら、終わらせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）いろいろ今後協議は深めていけたらと思うのですけれども、時間もありますので、最後に市長に答えていただいたことに

関して水利権のことを今回御質問させていただいたのではなくて、協議する委員会の設置についてお尋ねしておりましたので、ちょっと私の聞いておった質問と違った答弁になってしまったのかなと、それも含めてやっぱりお互い人間同士なので言葉を交わしているんな議論を今後深めていただけたらと思います。

最後になりましたが、平成四年より手掛けられ約八年の歳月を掛け平成十二年供用開始となった住川大淀線、これは多額の事業費が必要であつたにもかかわらず、地域住民の方々の要望に応え、また将来を見据え長期の計画の下、実現されました。それが今では南奈良総合医療センター、近鉄福神駅へと市民の貴重な利便性の高い導線となり得ています。これも一重に当時御尽力いただき、先頃お亡くなりになられました今田元五條市長が我々市民に残していただいた大きな大きな財産であると考えます。

先人を敬う気持ちから、この場をお借りしまして、感謝申し上げますとともに、安らかに永遠の眠りに就かれることをお祈り申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、この間九州熊本の地震によりまして、お亡くなりになられた皆さん方に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆さん方に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

質問に入ります。

一番、熊本地震の教訓を基にした新庁舎建設の基本設計及び合併特例債の予算内での建設について。

(一) 基本設計について。免震装置と地盤の強化、予定地内での位置について、必要最小限の高さについてということでありませけれども、御存じのように、新庁舎の建設の場所は、この間長年にわたりまして、いろんな関係者の意見を寄せていただきまして、最終的には市議会議員の皆さん方の承認で決定され、五條高校跡地に決まったわけでありませけれども、いよいよこれから地震や火災、その他の災害にも強いそして市民の皆さん方のいろんな方に便利よく使っていただける市役所庁舎を目指して、近所の皆さん方の御理解と御協力をいただきながら期限内に建設しなければならぬわけでありませけれども、やはり災害におきましては、災害本部の司令塔という大きな役割を果たすとともに、市役所の職員の皆さんや市民の皆さん方の命を守らなければならぬ庁舎でございますので、市民の皆さん方の御支援で三十数年間市議会議員をさせていただいております私の経験と知識の範囲内で理想的な市役所建設を実現するために、幾つかの提案をさせていただきましたというふうに思います。

御存じのように熊本地震は、十四日発生したわけでありませけれども、その後十六日にも発生しまして、初めの十四日の地震よりも十六日の地震の震度の方が大きかったわけですね。だから最初の地震で壊れなかった建物も二回目、三回目の地震で壊れてしまったという状況になっています。

したがって、これからにおきまして、南海トラフ地震等も熊本地震のような大きな地震が何回も来るということを想定しておかなければならないのではないかとこのように思います。

そこで私の方では特に重要視させていただくのは、やはり地震や火災に強い庁舎にしなければならないという点でございます。この間、皆さん方の新庁舎整備備用地選定報告書とか、いろんなこの間の調査研究でいろいろと全体的にまとめられているわけでありませけれども、その中の新庁舎に求められる機能、特にその中でも安全性の視点、災害対策という点で申し上げますと、先ほども申し上げましたように、熊本地震のような大きな地震が何回来てもびくともしない、また地震による火災が発生しても持ちこたえられるという庁舎を目指すためには、庁舎の骨格となる柱は、専門家の皆さん方の意見もまた聞いていただけたらと思いますけれども、やはり鉄筋コンクリートの施工が一番地震、火

災にも強いのではないかなというふうに考えます。

そしてその庁舎の免震、地震に強い構造としてもう一つ重要なことは、皆さん方のこの間の報告書にもまとめられておりますけれども、免震装置がこれからは重要ではないかなと。同時にこの間、新体育館でもやられましたようにボーリング調査をして、下の岩盤に当たるまでの杭打ち、あるいは何ぼ掘っても岩が出てこない場合は、面積の広い捨コンクリート等々、地盤強化をしてさらにその上にも免震装置を付けるという、この工法を、お金も要りますけれども導入することが必要ではないかと。

新しい南奈良総合医療センターは、この前見学に行かせていただいて説明いただきましたけれども、免震装置は付けられておりましたね。

しかし、あの山の地点で地盤がどれだけ強化されたのかというのは、私もちょっと聞けてなかったのですけれども、南奈良総合医療センターも免震装置を付けられておりますので、やはり五條市の場合はこの機会にそれが必要ではないかなと。特に五條高校跡地の近くには地震断層はありませんけれども、金剛山の麓には金剛山系の断層と五條谷断層というのが走っているわけですね。そして五條市の宇野地区から吉野町の千股にかけては千股断層が走っております、明治時代ですか、大きな地震がありまして、多くの人が亡くなり、被害に遭われておりますから、そういう断層に囲まれておりますので、やはり地盤を強化した上での免震装置を付けるということが非常に重要ではないかなというふうに思います。

そして地震にもう一つ強い庁舎にするための大事なことは、五條高校跡地は御存じのように横には川が流れております。この間川の増水で五條高校跡地が水害に遭ったということは一度もないということですから、強力な石垣も積まれておりますけれども、新しい庁舎の位置は五條高校跡地の中でも川からできるだけ距離を離すというこの観点が大事ではないかなというふうに思います。

また、同時に、今度の五條高校跡地には市役所の庁舎及び県・国の出先機関も一緒に建てられるということでもありますから、大変広い面積を持つておりますけれども、それなりに面積が求められるということで、どうしても高さを高くしていくというそういう利用方法というものが求められるわけですが、その中でも地震を想定した場合は余り高くしないという、必要最小限の高さにすることが大事ではないかと思ひますけれども、今申し上げたことくらいではありませんけれども、一つこれから新庁舎を建設していく上においての理事者の皆さん方の考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

免震装置と地盤の強化についてでございますが、現在進めております新庁舎整備に際しましては、当然のことながら今後予想されます南海トラフ巨大地震にも耐え得る構造でなければならないというふうに考えております。その構造でございますが、「耐震工法」、「耐震工法」など、比較検討をしながら基本設計に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

また、地盤の強化でございますが、ボーリング調査を行いまして、そのデータに基づき「直接基礎」、「杭基礎」や「地盤改良材」なども検討していく必要があるというふうに考えております。

それと位置でございます。それと高さについてでございますが、西側に議員がおっしゃるように河川が流れております。その河川の構造物の整備の必要性も検討してまいらなければならないと思いますし、なおかつ近隣との調和を図っていく必要があるというふうに考えております。

各項目におきまして基本計画策定の中で十分検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私の提案はまだまだ不十分ですけども、視野を広げて足らずは皆さん方の責任でやり抜いていただかないかと思ひますけれども。

御存じのようにこの間、杭打ち問題では旭化成の下請け会社がやった杭打ちで問題が発生され、そして免震装置では東洋ゴムが製作した免震装置のゴムが不良品であったということも明らかにされておりますので、この問題を頭に置いてこういったことにならないように一つ設計をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

次、（二）の予算内での建設について。形状について、施工方法について、効率的な空調設備についてというところに質問を移ります。

もう御存じのように、財源はいろいろありますが、庁舎建設におきましては合併特例債しか使えないと、借金はできませんけれども、余り借金は増やせませんのですね。過疎債も使えません。だから合併特例債で対応するわけですけれども、合併特例債も今残っている額ははっきりしているわけですから、だからまあその中で庁舎建設に使う予算もこの間明らかにされておりますからね、その予算の範囲内で収められないことには、まだまだ先を見れば新しい福祉施設、そのほか子供さんの子育て支援、いろいろお金の要することはたくさんあるわけですから、合併特例債の予算の範囲内で建設するということが大事だと思うのですけれども、そのためには使いやすい建物であると同時に、余り必要以外

のお金を使うことのないようにしなければならぬと思うんですね。その点で言いますと、やっぱり役所の庁舎というものはスリムな箱型が一番地震にも強いし、そして設計費、施工費も効率的ではないかなというふうに思います。

同時に施工方法につきましては、皆さん方もいろいろ御存じだと思いますけれども、建設したと同時に外装にお金を掛けることのない施工方法というものは必要ではないかなと思うんですね。

一つの例を申し上げますと、五條市で言いますと古い市民会館、新しい消防署、新総合体育館も一部ありますけれども、鉄筋コンクリートの建物ですけれども、桢板を外したらきれいなコンクリートの色で仕上がっていますね。遠くの例を言いますと、奈良県の県庁舎、あれもかなり古いですが、いつ行っても昔の木目の出ている板で桢板を当てている関係で、木目が奇麗に映っていて、そして変色せずに長い間塗装の吹っ掛けもすることなしに今日まで来ていると思うんですね。だから施工方法は、内容的には地震に強い施工方法にしなければなりませんけれども、外面の仕上げも後で塗装を吹き掛けると、タイル張りをしなければならないというようなことがないような、今申し上げました県庁とか、五條市で言えば市民会館とかいう、ああいう仕上げにしておくことが予算を節約することにつながるのではないかなというふうに思います。

後、いろいろありますけれども、特に空調設備ですけれども、御存じのように現在の市役所は一番古い建物と中間と最近のと、三つか四つに分かれていますけれども、この古い方の建物の空調設備は、やっぱり昔からの空調設備が故障してその後、部屋ごとの空調設備に切り替えていると思うんですね。したがって、建てる時にそういうことのないように、その建物、部屋に応じた、そして後々もし修理しなければならぬことがあっても、また壁を外して取り壊さないかんということのないように、空調設備の選び方、設置の仕方、こういったことは非常に初めから重要視しなければならないのではないかとこのように考えます。

もちろん空調設備だけではなしに、地震が起きた場合、職員の皆さん方や市民の皆さんの頭の上に落ちてくるものができるだけ少なくするように、電灯の設置の仕方とかそして天井板もできれば張らなくてもいいような施工、どうしても張らなければならないのでしたら地震でも落ちてこない天井板の張り方という、熊本地震や東日本大震災でずっと見ていたらやはり天井から落ちてくるものだけをしている人が大勢おりますからね、そういったことも重要であって、建てる前からちゃんと目配りをして起こらないようにするということが大事ではないかと思います。一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

アの形状、またイの施工方法でございますが、先ほど申しました耐震構造はもちろんのことでございますが、建築方法や施工の方法、また材質等についても、しっかりと検討をしてみたいというふうに考えております。

また、効率的な空調設備でございますが、環境に配慮したエネルギーシステムなどを視野に入れて、限られた財源の中で有効的な設備となるよう考えてまいりたい、また最後におっしゃられた職員や来庁舎の方の安全に配慮した例えば天井材ということも当然その計画の中でしっかり考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは大きな二番、関係者の意見を重視した学校適正化の推進についてというところで質問をさせていただきます。

この件につきましては何年も前から保護者、教職員の皆さん、そしてその他いろんな関係者の皆さん方が入っていただいた委員会を立ち上げられまして、長年にわたっているんな点で検討を重ねてこられて、そして今年の二月の十八日に一応答申が出されまして、これからにつきましてはどういう進め方を計画されているのかを申し上げますと、学校適正化推進基本方針の策定、これは事務局の皆さん方が中心となって策定することらしいです。そしてもう一つ学校適正化推進実施委員会の設置、そしてその後、地域説明会の開催、計画素案を持って現在の中学校区ごとに説明、そしてそれが終われば学校適正化推進計画の策定と、そしてまた、平成二十九年では地域別協議会の設置、中学校区ごとの設置ですね。そして平成三十年度では適正化の開始と、こういう流れでこの間進められまして、これからこういう計画で進められようとしているわけでありまして、本当に丁寧な進め方をされてこられたというふうに感じるわけでありまして、しかしですね、頑張っても少子化がなかなか食い止められないというこの五條市においては、面積の広い地域性とかその他いろんなことを考えましても、大変重要でありますけれども、大変難しい課題だというふうに思いますので、この間の取組の評価をさせていただくと同時に、市議会議員の私としても最終結果に対する責任は私も問われるわけですから、その責任上、幾つかの意見と提案をさせていただきたいというふうに思います。

その一つは、保護者アンケートと教職員アンケートを取られているわけですね。保護者アンケートは平成二十六年七月、教職員アンケートは平成二十七年の五月ですね、約一年後になりますけれどもね、この中でも皆さん方のアンケートによりますと、小学校一学級当たり望まし

い児童数としては保護者、教職員共二十一人から三十人というふうに答えている方が保護者で六九・四パーセント、教職員で七六・八パーセント、これだけの方が何ぼ少子化で生徒が少なくなっている五條の小学校であっても、さらに二十一人から三十人くらいにしないことには望ましい勉強はできないというふうに答えているわけですね。これは保護者、教職員共にそういうふうに答えていますから、意見としてはかなり重要視してもらう必要があるのではないかなと。私は前回の議会で三十五人以下学級ということ提案させていただきましたけれども、それよりもまだ人数を減らした方がいいという意見ではないかなというふうに思います。

それともう一つ、この間のアンケートで意見を申し上げなければならぬのは、今後児童・生徒数が減少することを踏まえて、五條市の学校でどのようにすることが良いと思うかというアンケートに対して、学校の一通学区域、学校数を検討すると答えた保護者が六六・二パーセント、教職員が八三・三パーセントですね、だから保護者は比率でいうたら多いですけども、約三三パーセントの方は余り変えるのはいいことがないというふうに答えているわけですね。逆に現在の学校の位置、通学区域、学校数のままで良いという回答は、保護者の中では先ほどから引いた数です。約三一・三パーセントの方が保護者でおられると、教職員の方では一三・四パーセントということですね。だからやはり生徒数が減っても、この地域にこの学校がなくなるのではないかと不安もこの中には込められているというふうに思います。だからこの辺の皆さん方から得られたアンケートの中で、こういうアンケートに対する数値が出てきているわけですから、この辺もこれから進められる上においては重要視されるべきではないかなというふうに思います。

後、小中一貫教育についての導入の是非については、保護者は八六・一パーセント、教職員が七〇・八パーセントというふうになっているわけですけども、ただこの保護者アンケートをされる平成二十六年七月のときには、学校の小・中学校一貫教育をするにおいては、一体型と分離型とまたその中間のような複雑な形もできますよという、こういう説明が付けられないで、アンケートを取っておられるのではないかなと思いますね。私の立場から言ったら、やはり五條の小・中学校の校舎は全部耐震化が終わって中学校は空調設備も完備されているわけですからからね、だからこのいわゆる五條市の財産を有効にも活用しなければならないということも、平成二十六年七月にやられた保護者アンケートのときには、そういう条件を付けて、小中一貫校も一体型と分離型があるんだということも説明されたアンケートにして行うべきではなかったかなというふうに思います。

したがって、重要なことです。この本会議の中で私の方からお聞きしますけれども、答申の中でも小中一貫につきましては施設一体型と分離型のメリット・デメリットを明確にすると、これを入れられていますね。そしてこの間検討委員会の皆さん視察として京都府宇治

市、京都市の東山区、広島県の呉市ですか、広島県の府中市に見学に行かれています。この中でも施設一体型と施設分離型、そしてまた施設一体型と施設併用型、もう一つは施設一体型と施設併用型やけれども、その内容は隣接型兼分離型という、こういういろんな形が、皆さん方が見学されたところにあるわけですね。こんな形を取ってほかはやっているわけですから、一遍この本会議上で、この形の内容を答弁していただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

小中一貫教育校の施設形態についてお答え申し上げます。

小中一貫型校舎と申しますのは、小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている学校の形態を申します。

施設分離型校舎と申しますのは、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に小学校と中学校が別々に設置されている学校の形態を申します。

また、施設併用型校舎と申しますのは、小学校五年生・六年生が同じ中学校区内の中学校の校舎で学ぶスタイルを言います。

連携型校舎と申しますのは、小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育を言います。

施設併用型（隣接型兼分離型）と申しますのは、これも小学校五年生・六年生が同じ中学校区内の中学校の校舎で学ぶスタイルを言います。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大分ややこしいわけですね。

だから今答弁あった内容と、私が先ほど申し上げた五條市の小・中学校の校舎はほかの学校と比べたら耐震補強もできているし空調設備もできているから財産なんですから、これも有効に活用した上で学校の適正化をしていかなければならないということを平成二十六年の保護者のアンケートを取ったときに、これらを付け加えたアンケートをしていただくのが保護者の皆さん方ももう少し自分の気持ちを正確に答えるようなアンケートになったのではないかとこのように感じますね。

したがいまして、これから先ほど申し上げましたように、学校適正化推進基本方針の策定を事務局の責任で策定されると、その後、学校適

正化推進実施委員会の設置、地域説明会の開催、学校適正化推進規約の策定、そして来年度で地域別協議会の設置、平成三十年度で開始ということになるわけですが、この基本方針の策定とかいうことを行う上においては、やはり先ほどから申し上げておりますように、平成二十六年の保護者アンケートの中で保護者が答えておりますように、小学校一学級当たりは二十一人から三十人というこの意見を尊重する、そして同時に小中一貫の導入についての賛成の方も多いですけれども、形態としては今部長が答えられたようなこういう形も活用したことで検討するんだと、やはりそのこともこれからの基本方針の中に入れてもらおうと、そして私も申し上げましたように、ほかの議員さんも昨日から言われておりますけれども、小・中学校の五條市の財産、校舎の財産をできるだけ活用した適正化ということもこれからの基本方針にも入っていたということが大事ではないかなと、そして地域説明会の開催を中学校区ごとにと書かれていますやろ、これ中学校区となったら、例えば東中学校だったら二百五十人くらいではるん違いますか、こんな大勢のあれですか、人数の方を一遍に集められようという説明会にしようと言っているのですか。東中学いうたら、二百五十一人おりますね。こんな大勢の方を一遍に集まってもらって説明会をして、意見を言ってくださいと言っても、なかなか意見は言いにくいと思いますよ。

したがって、やっぱり小学校区ごと、阿太小学校区ごと、北宇智小学校区ごと、宇智小学校区ごとという最低小学校区ごとに説明会は私はされた方がいいと思いますね。

そして説明の中で、保護者のアンケートの中で二十一人から三十人という意見も出されておりますけれども、これからの説明の中で、生徒の人数が少なくなっても学級数が少なくなっても、やっぱり学校はこの地域に残してほしいという意見が多かった場合は、それはやっぱり尊重すべきではないかというふうに思います。

そして余り生徒数の少ない学校やったら、運動会とか遠足とか旅行、その他の行事をする上において生徒人数が足らなかったらできないということも起こりますけれども、こういうことを解決している学校はたくさんあります。例えばこの少子化問題は奈良県だけ違いますから大阪、東京という中心部以外は全部少子高齢化で皆大変なんです。その学校何かはどうしているかといいますと、例えば運動会だったら生徒数の少ない小学校ともう一つの小学校が、運動会るときに一緒にする。旅行のときも一緒にする。そのほかの行事で生徒の人数が足りない場合は一緒にするという、いわゆる統合もしていないけれども、必要なそういう学校の行事のときは一緒にやっているところがあるわけです、もう全国的には。だからやっぱり全国の少子化で悩んで頑張っているそういう学校の状況も研修していただくと、小中一貫校でやられてきた京都やらそういうところは全部小中一貫校の方針の下でやられているところばかり皆さん方研修されていますけれども、これはこれでこれか

らやられようとしている小中一貫校の推進のために必要だと思えますけれども、もうやはり学校の統廃合をやるためにはお金も掛かるし大変やから生徒が少なくても今のままでやろうとしてやっている学校もあるわけですからね、今申し上げましたようにね。だからそういうところももうちょつと研究されて、何遍も申し上げますけれども、学校適正化推進基本方針の策定、以後地域説明会等々を進めていかれることが大事ではないかと思えますけれども、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

アンケートの中では学校によって児童・生徒数に大きな差が生まれても、複式学級になったとしても現在の学校の位置、通学区域のままでよいというお答えの保護者の方もおられました。そういう御意見の方も大切にしていきたいとは思いますが、検討委員会の中ではその意見も含め検討が行われ、答申がなされたところでございます。

市といたしましては、答申を尊重して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この間頑張って委員会に入っていたいて検討されてきた人の努力も大変やったと思います。

その下で検討委員会としての答申を作られた方も大変御苦労やったと思います。しかしこれが決定ではないですやろ、皆さん方も答弁されておりますように、これから基本方針の策定をして実施委員会を作って、地域説明会を開催して、そして学校適正化推進計画をまた策定して、来年度は地域別協議会の設置もするという、まだ今の答申が決定ではなしに、それに基づいて今申し上げました作業を進めていかれるわけですからね。特に地域説明会については先ほど申し上げましたように、最低小学校区ごとにやれることが一番親切な意見の出てもらいやすい説明会ではないかと思えますから、そういうやり方も取り入れるのも必要ではないかなど。検討委員会の皆さん方に基づく答申も出されたことは大切なことだと思いますけれども、これが決定ではないわけですから。だからその辺をこれから保護者と再度直接接触して保護者の意見を聞く機会がこれからの地域説明会の開催ということになるわけですから、そういうこれでもう変更できないんだということではなしに、これらの説明会で地域の皆さん方の意見をもっとよく聞いて、そして先ほど申し上げましたように、一体型や分離型や併用型の内容も詳しく説明していただいて、そして五條の中学校、小学校の校舎の値打ちも強調していただいて、その上で皆さん方の意見も聞いていただいて、地域の

皆さん方の心で思っていることを引き出して、それに応える学校の適正化ということにされるように強調しておきたいと思えます。

次にいきます。

大きな三番、地震や異常気象に備えた災害防止対策の強化。

(一) 上流及び周辺ダム対策についてでございます。御存じのように、想定されなかった熊本地震が発生しまして、そしてそれを前後として吉野郡でも大きな地震が発生しているわけでありまして。したがって、先ほどもいろいろんな角度から、各市議会議員から災害防止対策、救援対策についての意見が出されておりますけれども、私はやはり町場にならない災害の発生の原因となるダム問題について再度取り上げたいというふうに思います。

この間の質問でも明らかにしましたように、ダムの緊急放流で多くの方が亡くなったのは御存じのように、数十年前の大迫ダム、そして最近では紀伊半島大水害のときの猿谷ダム、そして一年後の黒瀬ダムは死者は出ませんでしたけれども直下の家はほとんど壊れました。そういうふうに五條市は大雨による災害とともに大雨に関連したダム災害というものが、この間発生しているわけですから、これをなくすためにやはり力を入れなければ、今年の夏も異常気象で大変な大雨が降るといふうにみておかねばならないというふうに思います。しかし、緊急放流防止対策を取らないところは、上流の津風呂ダム、大迫ダム、下流に大滝ダムがありますけれども、大迫ダムが緊急放流をしたら何ぼ下流に大滝ダムがあっても、大滝ダムも大変な圧力が掛かるわけですから、それに伴って大滝も今以上に緊急放流をしなければならぬということ、下流の水位は上がりますからね、だから大迫ダムと津風呂ダムは本腰を入れて緊急放流防止対策を取るようを実現するまで取り組むべきだというふうに思います。

もう既に大体同じダムの構造でやっているのは猿谷ダム、風呂ダム、池原ダムがあるわけですから、何遍も言いますように、大雨前にダムの水位を下げるという操作は、職員の操作でできるのであって、お金は一銭も要らないわけです。私はダムの構造まで変えて大雨時ダムの水位を下げるなさいというのと違うのです。大迫も津風呂も今のダムの構造の中で大雨前に放流を早めるということが緊急放流防止対策ということ、猿谷、風呂、池原はやっているわけですから、お金は一銭も要らないわけです。職員の操作さえあつたら、だからこんなことは、これだけダムの緊急放流で多くの犠牲を市から出している五條市としては、もっと本腰を入れて早く解決するようにやっぱり取り組むべきですね。

そして大きな地震を想定した場合は、ダムに貯まっている水の緊急放流だけではなく、ダムの堤防そのものも壊れてしまうという場合があ

りますから、数年前から国土交通省の方針でダムの堤防の耐震照査調査をやれと、こうなっております、やってきているわけですが、まだそれができていないのが大迫ダムと、またこれも津風呂ダムですね。この間の答弁では大迫ダムは今年の三月末で終わっておらなければならぬわけですが、これは終わったのかどうか確認されたのかどうか答弁お願いしたいと思います。そして津風呂ダムは平成二十九年実施ということでありますから、これはまだだと思えますけれども、早めるように再度要請すべきだと思いますけれども、その点まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一つ目でございますが、緊急放流防止対策についての部分でございます。

この部分につきまして、周辺ダムの緊急防止対策でございますが、大滝ダムは、設計当初から洪水調整機能を持つダムであり、猿谷、池原、風呂ダムにつきましては、利水ダムであることから本来洪水調整機能はないものの、降雨予測に応じ、事前にダムの水位を低下させるなど、現有施設で機能的な運用を行うことにより対応しております。

また、大迫ダム、津風呂ダムにつきましては、大雨による流入量を予測し、越流しないよう洪水ゲートから放流を行うなど洪水管理を実施しているところであります。特に大迫ダムにつきましては、平成二十七年からダムの改良工事を実施し、放流量を毎秒二〇トンから六〇トンに広げ、洪水量を減少するように運用していると確認したところでございます。

また先月、農水省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所に対しまして、緊急放流の防止について要請を行ったところであり、今後も継続して国土交通省を始め関係機関にも下流に影響を及ぼさないよう緊急放流の防止要請を継続してまいりたいと考えております。

次に、ダムの耐震関係部分の御質問でございますが、ダムの耐震照査につきましては、大滝ダムや猿谷ダム、また電源開発、関西電力が管理するダムにつきましては、既に耐震照査が実施され、耐震性能上問題はない状況であると各関係機関から報告いただいております。

また、大迫ダムにつきましては、平成二十七年から着手し、現在も実施しているとのことであります。

また、津風呂ダムにつきましては、平成二十九年に実施予定と確認いたしております。

南海トラフ大地震は、今後三十年の間に高い確率で発生すると言われております。万が一、ダムが決壊するということになりますと、下流に大きな被害を及ぼすことから、いまだ耐震照査の完了されていないダムに対しまして、管理者に対しまして、早期の検証、完了していただ

くよう要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大迫ダム、津風呂ダムについては、努力している答弁になっているのですけれどもね、ちょっと言葉だけでは分かりにくいですから再度お聞きしますけれども、大迫ダムと津風呂ダムのとっている洪水調整対策は、猿谷、風屋、池原ダムがとっている大雨ダム、ダムの水位を下げた緊急放流防止対策と同じやり方なのか、別のやり方で効果の上がるやり方をしているのか、その辺、皆さんどう判断されていますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大迫ダム、津風呂ダムにつきましては、大雨による流入量を予測いたしまして、越流しないよう洪水ゲートからの放流を行うという洪水管理を行うというふうに伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ちょっとまだ分かりにくいですが、私は猿谷、風屋、池原ダムのやり方と違うのかどうかをお聞きしたのですけれども、ちょっと分かりにくいですが、いわゆる大迫ダムは私も現地調査に行きましたから大体分かっていますけれども、ダムのゲートというたら一番堤防の上にあつて、いっぱい開けたらものすごい水が放流できるのをダムのゲートというのですわ。十数年前の吉野川で十数名亡くなったときは、大迫はこのダムのゲートをもうダムの堤防から水が越流していましたから、これではいかんということで、その一番てっぺんのダムのゲート三つを全部一緒に開けてしまったのです。だから吉野川で釣りをしていた逃げた人の話では、川の水が一〇メートル以上の柱になって流れてきたというのですよ。徐々に増えてきたのと違います、一〇メートル以上の柱になって吉野川の水が流れてきているのですね。だから大迫ダムのゲートはそのゲートなんです。答弁にはそのゲートという答弁はありましたけれども、もう一つ放流できるのはゲートの下にまたちよつと放流できる放流穴もあるわけですね。だからその辺ちよつと答弁では分かりませんけれども、やはり猿谷、風屋、池原がやっているような、大雨前の予測じゃない、今は気象情報を見ておったら雨の場合は今どこそこでこれだけの雨が降っているか

ら何日後には吉野のここでは何ぼぐらい降るというのは大体分かるわけですからね、そういうデータをつかめるわけですからね、一つ大迫も津風呂も、風屋、猿谷、池原ダムがやっているような効果的な緊急ダム放流対策をするように確認するとともに、まだだったら追及をされるということ強く要望しておきたいというふうに思います。

耐震照査についてはもう答弁のとおり二つともまだですから、一つ目を離さずに追及していただきたいというふうに思います。

そして次の(二) 国道一六八号を始めとする重要道路への崩落防止対策についてということでございますけれども、御存じのように熊本地震の前震が四月十四日午後九時にあったわけですね、その二時間後、十四日午後十一時西吉野町西野で山の崩壊があったわけですね。この西吉野の崩壊の十四日の午後十一時の前が熊本地震の前震で、その前にも四月十二日、天川村などで震度一地震で揺れていますね。震源地は三重県中部でマグニチュード三・五の地震でしたけれども、震度二が宇陀市、吉野町、黒滝村、震度一が天川村ということで、熊本地震の二日前にも揺れているわけですね。そういう状況で起こっているわけですが、そしたら西吉野町西野の山崩れの前には大雨が降っていたのかどうかということを調べてもらったのですけれども、数日前も大雨は降っていないのですね。だから今回の場合は、証拠はまだ分かりませんが、雨は降っていない、しかしその前の十二日には、宇陀市、天川村などで地震があり、その直前に熊本の十四日の前震があつて、起こっているわけですね。

したがって、やはりこれから国道一六八号の山崩れも、大雨があるときだけというふうな感覚では対応が遅れるのではないかとこのように思います。西吉野町西野の後の山崩れは、大塔町の小代ですか、これは十六日午後十一時ですね、そして約一箇月後、十津川村の風屋で国道一六八号の山崩れがあったということですが、大塔町、十津川村の山崩れの前には幾分か雨が降っています、調べたらね。だからこれは雨が降っていないのに崩れたとは言えませんけれども、西吉野町西野の場合はその前には雨が降っていない、しかしその前には地震が起こっているという、こういう状況の中で起こっております。だからこういった山崩れが起こりますと、通勤の人、通学の子供、そして仕事で行き来する皆さん方は大変な困難に追い込まれるわけですから、大きな雨やら大きな地震を今人間の力で食い止めることはできませんけれども、できることはやっぱりしていかなければならないと思うのですけれども、その点で一つ提案をしますけれども、この間起こった西吉野町の十四日の崩壊とか十六日の大塔町の小代の崩壊ということにつきましては、やはり五條土木事務所の出張所が十津川村にありますから、ここまで毎日通勤している方はこの間の山崩れの現場は通って通勤されています。また大塔町の五條市の職員さんも大塔の役場までは毎日通っておられる方もおられます。西吉野支所の職員さんもやはり毎日何人か通っておられる方がおられますからね、こういった方々に仕事を増

やすのではありませんけれども、やはり国道一六八号、その他幹線道路の危険なところはないかパトロール的な役割もちよつとお願いして、崩れ掛かっているところとか、いわゆる崩れていないけれども、崩れ防止の網が掛かっているところを早く発見してもらって早く対応していくという、このことが大事ではないのかなというふうに思うのですね。ちよつと職員の皆さん方に余計な仕事をお願いするということになりましたけれども、一応は通勤途上のパトロールですから、よそ見しておつて交通事故を起こしてもらったらあきまけんけれども、この辺もお願いすべきではないかなと、ほかの例で言えば、毎日配達されている郵便局の皆さんの年寄りの見回りとかいろいろありますけれども、民間の皆さん方でもそういう役割も果たしているわけですからね、職員の皆さん方には気を付けながらそういう任務もお願いすべきではないかなと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先般、崩土により国道が通行止めになったことを受けまして、国道を始めとする重要道路が崩土により通行止めになったことを想定いたしました、対応すべきことを取りまとめ、初動対策マニュアルとして確認したところでございます。

今後は、議員もお述べのとおり市の職員による通勤時やパトロール等の情報、あるいは市民からの情報を盛り込みながら対策の強化を図つてまいりたいと考えております。

何と言いましても、未然に崩土などの災害を防ぐハード面の対策ということが大変重要でございますので、要対策箇所につきましては、道路管理者である奈良県五條土木事務所に対しまして、強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 一つそれ以外でもいい知恵を發揮していただいて、できることなら崩れる前に発見して、崩れそうなところは早く防止対策を取るということで何日間も通行止めにならないように、今までも職員の皆さん方はパトロール的な役割も果たしていただいていると思いますけれども、さらに大勢の人数で強化をしていただくようお願いしておきたいと思ひます。

大きな四番、（仮称）五條総合体育館の利用度向上について。

皆さん方、これも言われておりますから、せっかくいろんな議論で建設された体育館でありますから、五條市内の皆さんにも五條市外の皆

さん方にも有効に多く活用していただかなければならないわけですから、そのためにはいろんな条件を整えなければならないと思いますけれども私はその中で、空調設備と観客席にちよつと限定して、ちよつと心配な点がありましたので質問しておきたいと思います。

この前、（仮称）五條総合体育館を案内していただきまして、私も参加したわけですが、私は朝からいい天気です。暑かったから上野公園の駐車場降りてから集場所までは日傘を差して行っただけですね。そして館内に案内されて案内を受けたわけですが、あの館内に入ったら皆さんはどう感じられたか知りませんが、私の体からしたらものすごくひやっとしました。感じ方もいろいろあると思います。私はちよつと脂肪が少ないですから皮と筋肉しかありませんから、余計に寒がりなんですけれどもね。温度は確か二十八度から二十九度あったと思うんですね。それだけ朝からいい天気でお昼前、午前十一時でした。集合して説明を受けたのは、そのいい天気です。午前十一時まで天気が続いておつても、あの館内に入ったら私の体では寒いと感じたわけです。夏はよろしいですね、しかし一番これから寒い冬が近づいてくるわけですが、一番寒い冬に近づいても暖房を能力一杯に上げて、なおかつ、選手は体を動かすからある程度温いですが、観客は座りますからね、座っている観客の皆さん方に寒いという感じを与えないような暖房の能力が備わっているのかどうかですね。その点いかがですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

（仮称）五條総合体育館のアリーナの空調設備については、体育館の性格上、球技競技に影響を与える大きな気流を作らないように、アリーナ床面の空調用スリットから微風速で吹き出す方式を採用しています。

また、二階の観客席の空調設備については、ベンチ席下に吹き出し口を設けて直接体で感できる空調を行い、スポーツ・文化的行事を快適に過ごせるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁でしたら、暖かい空気を吹き出す場所の説明ですわ。暖かい空気を床の下からもちよつとずつ吹き出すようになっていると、二階の観客席の皆さんの周辺からも吹き出すようになっていいるのと、その吹き出す暖かい空気がこれから予想される一番寒い冬するときでも、空調設備を能力一杯にして暖かい空気を送ってもですよ、能力一杯で。観客席の皆さん方は寒いということにならないような

暖房の能力を持っているのかどうか、そのことをお聞きしているのですね。

観客席の空調については今ありましたけれども、観客席を見せていただいたら、この前はコンクリートのままでしたけれども、あそこに椅子を設置されるのかどうか、それも併せて答弁してくれませんか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

暖房の能力につきましては、設計時において快適に過ごせる暖房に設計しております。

それと観客席についてありますが、（仮称）五條総合体育館の二階に設置する観客席は車椅子スペース三席を含め五百二席でございます。ベンチ席の座椅子は県産材のひのきの集成材で暖か味ある天然素材となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁では幾ら寒くなくても暖かい空気を観客席の皆さん方、寒いと言われるようなことのないようにその能力はあるんだという答弁でございますので、結果としてそういうようになるように要望しておきます。でないと、初め皆さん方も言われておりますように、五條市内の皆さんにも五條市外の皆さん方にもどんどん利用してもらわなかんわけですからね、あそこの体育館は冬は寒くて観客席で座っておったら何ぼ暖房を上げてくれと言っても、一杯上げてもらっても寒くて辛抱できないということになったのでは、利用する人が少なくなつてきますからね。

皆さん方も御存じのように、五條の市民会館の一番前に座る人は、前から冷たい風が出てきてちょっと大変なんですけれども、これを長年取り上げてきましたけれども、構造的な修理というのはなかなかできないので、今ヒーターを前に並べてもらっていますね、そういうふうな構造上修理できない場合はそういう手立てもあります。だから総合体育館かつてね、暖房能力を一杯上げても寒かったらまた何台かの空調設備を各箇所に置けるという方法もありますけれども、できたらそんなことをしないでもいいようにちゃんと初めから計算した、大きな総合体育館で寒い冬でも観客席で快く観覧していただけるそういう空調設備になるように、一つお願いしておきます。（笑声）

それでは最後、地方自治法や地方公務員法から考えた職員の陸上自衛隊駐屯地研修の問題点についてというところで、質問を行います。まず最初に、この間陸上自衛隊駐屯地への研修として五條市の職員を研修に行っていたのかどうか。行っていたのかであるなら

ばどれくらい的人数で何日間という研修をされたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

研修でございますが、昨年十一月十六日から十八日の二泊三日で行いました。

参加でございますが、三十代未満の職員を中心に、男性職員十六人、引率者二名で行いました。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 皆さん、市役所の職員の立場、責任というものは、地方自治法と地方公務員法に明確になっていますやろ。地方自治法の第一条の二には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と、この目的、目標のために職員さんは頑張ってもらわなありませんね。そして地方公務員法ではこうなっていますやろ、「地方公務員は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。」と、こうあるわけですね。だから職員の皆さん方の立場と責任ははっきりしているわけですね。だから職員さんの研修となれば、まずこの地方自治法の目標に向かって、職員の皆さん方が知恵と力を出し合って本当に住民奉仕の地方自治を進めている先進自治体を研修するのが本当と違いますか。しかし答弁では、三十代未満と言ったらまだ職員になられて若いですわね。こういう方を二泊三日ということで研修に行かせたということでありませうけれども、ちよつと私は先ほども申し上げましたように、住民奉仕の目標に向かって職員の方知恵と力を出して自主的活発に理事者とともにやっているようなそういう自治体の研修をまず三十代の皆様には行ってもらわなければならないというふうに思いますね。

陸上自衛隊駐屯地の研修について、なぜ問題があるのかという理由を申し上げますと、要するに昨年、安倍政権が安保法制を国会に上程しました可決しました。その内容は、今までの自衛隊法でしたら、憲法だったら日本の国の外に自衛隊を派兵はできなかったわけです。ところが安保法制の法律の改正は大体全部で十三本ありまして、一括して国会に上程されて、その十三本の中に自衛隊法の改正も入っているわけで

すね。その自衛隊法の改正の部分、どういうところが改正されたのかというふうに明らかにしますと、自衛隊法第三条、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と、今までこうだったわけですね。しかし安保法制の中の改正では、この「直接侵略及び間接侵略に対し」というのをそこだけ削減されたわけですね。それが残っておつたら、直接侵略、間接侵略を残したままでしたら、自衛隊は海外派兵できまさんからね、だから安保法制の中の一つとしてこれを改正したわけですね。だからこの安保法制が実行されたら、いわゆる自衛隊の皆さん方も海外へ派兵させられると、もう既にスーダン何かでは派兵されておりますけれどもね、そういう法制が可決された下で、防衛大学校を卒業した能力のある健康な将来有望な皆さん方の中で、三割くらいはそのまま自衛隊に留まらんと民間企業に就職するというような今状況になっているわけです。これは今までの自衛隊法だったら海外に行かんと日本の国内で外国からの侵略を守るという、これこそ本当の日本を守る任務やつたから自衛隊の皆さん方も頑張れたけれども、法の改正で海外に行かなければならない、そしてその海外の戦争にもどんな戦争なのか判断もしないで行かされるといふ、こういうこともあり得るといふことから、防衛大学を上つても民間企業に就職する人が増えているわけですね。だからやっぱり自衛隊員一人一人の皆さん方も今大変です。だから一人一人の自衛隊員の皆さん方の責任ではありませんけれども、やっぱりそういうふうな政府防衛省のやり方の中で、現在の自衛隊員の皆さんそのものが自衛隊を辞めていくという、その状況の中で、地方自治法と地方公務員法に基づいて頑張らなければいけない職員さんをその自衛隊に研修に行かせるというのは、研修対象としては誤りではないかと思ひますけれども、その点いかがですか。

○議長（吉田 正） 大谷議員に申し上げます。大谷議員の一般質問の持ち時間は後、十分となっていますので。福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、地方自治法では地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするというように定められておりますし、我々公務員は地域住民の全体の奉仕者として職務を遂行しなければなりません。ただ職員には地方公務員法におきまして、「その勤務能力の發揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない。」というふうに、これも定められております。

今回の自衛隊の研修でございますが、職員の団結心、規律心を養うために実施しておりますので、法的には問題ございません。

また、研修に参加した職員によりますと、団結心、規律心の大切さを感じたとか、経験したことを今後の仕事に生かしていきたい、また時間の使い方、自分の行動に対する責任感について考えることができたなど、効果があつたというふうなアンケートも出されておりますので、

非常に有意義な研修であったというふうに我々は考えておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

職員の皆さん方の立場と責任は地方自治法と地方公務員法に明確にされているわけですから、そういう地方自治法の目標と責任を目指してものすごく効率的な効果的な職務をやられているような地方自治体にまず研修に行ってもらったことが先決であって、今申し上げましたように三十代の若い皆さん方にね、いろいろと法律の改正で問題のある陸上自衛隊駐屯地への研修というのは、対象としては誤りであったと、今後このようなことがないように強く要請しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうも御苦労さんでございました。

○議長（吉田 正）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、宗部康寛、通告のとおり一般質問をいたしますので、よろしく願います。

一番の地域防災計画についてであります。その前にまず先般四月十四日から四月十六日未明に起きた熊本地震において、被災された地方の皆様方には心からお見舞いを申し上げ、お亡くなりになられた方々には哀悼の意を表し心から御冥福をお祈りいたします。

五條市といたしましてもこの災害に関し、地域は離れておりますが、九州地方から名古屋付近まで約一、〇〇〇キロメートルの中央構造線という活断層が日本列島を横断しております。今回の地震もその活断層沿いで発生していることから、まさに内陸直下型地震であるということ、そして三十年以内に南海トラフ大型地震の発生が七〇パーセント近くまで上がってきていること、このような状況の中で五條市としても今後対岸の火事ではないということは言うまでもありません。

さて、今回の熊本地震の被災地に対する、（一）支援について五條市としての対応をお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の熊本地震に際しましては、当市から行いました人的支援といたしましては、発災後の四月十九日、私以下三名を現地へ派遣し、被災状況及び支援物資のニーズなどの調査を行いました。

このほか、奈良県から被災建物の応急危険度判定のための職員及び避難所などで被災者のケアのための保健師について打診がございましたが、派遣可能な職員について県に回答しておりましたが、今のところ派遣の要請は来ておりません。

次に、物的支援につきまして、四月二十二日、砂防関係の協定締結先であります熊本県錦町に、避難所で使用するパーティション三百セットを送付し、錦町から被災地の熊本県御船町の避難所に届けられております。

このほか、全国青年市長会からの要請に基づきまして、熊本県宇土市に土のう袋一千二百枚、大分県別府市の支援物資集積地にパーティション五百セット、毛布三百枚を送付いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 発生直後からの現地調査、そして物的支援の輸送につきましては、大変御苦労様でございました。

避難生活をする上での必要な物資であると思われませんが、パーティション及び毛布とその他五條市での今後の避難生活においての物資は必要数確保されておりますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

当市における取組といたしまして、災害に備えた備蓄品といたしましては、避難所用パーティション一千セット余り、備蓄水七百ケース、その他、発電機、毛布、アルファームなどを備蓄いたしました。市内の二十七箇所あります災害用倉庫などに配分しております。

また、防災、減災に向けた取組といたしまして、地域防災計画の見直しであるとか、ハザードマップ、防災ガイドブックといたしまして市民への配布、また市内二十三地区の自主防災会での訓練や講習会支援、地域防災計画に基づく五條市総合防災訓練の実施を行っております。

このほか、全国十八の自治体との災害時の相互応援支援等によります協定の締結、民間企業・団体との災害時の物資の供給、搜索等に関する支援などの協定を締結しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それだけの備えがあれば安心はしておられませんが、いろんな調査をした上での物資備蓄ということで問題ないかなと思っております。

今回の熊本地震は内陸型地震でありますけれども、（二）の質問なんです、五條市の活断層帯の規模、また想定被害等、昨日の答弁の中にありましたので、質問は割愛させていただきたいと思っております。

そして南海トラフ地震の発生確率は七〇パーセントということは分かっておりますけれども、五條市の二つの活断層で今後発生確率は分かっておりますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内におきます震源となり得る断層につきましては、中央構造線断層帯、また千股断層の両方の断層がございます。

中央構造線断層帯につきましては、ほぼ紀の川に沿いまして、和歌山県から五條市に至り、五條市内では金剛・葛城山系沿い北に屈曲する形で存在しているといわれております。

発生する地震の規模につきましては、震源の深さを一〇キロメートルと想定し、マグニチュード八・〇、最大震度七の地震を想定しております。

御質問の部分でございます、中央構造線断層帯における発生確率でございますが、発表によりますと、三十年以内にゼロから五パーセントというふうに伺っております。また千股断層帯につきましては、発表資料はなしというふうに伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）南海トラフの地震の発生確率と比較いたしますと、低い数値でありますけれども、いつ起こるかが分からない、これが地震災害でございます。各地での地震災害について専門家はいつも災害時に想定外、想定以上といったようなコメントを出しております。想像を超えるそれが自然災害の恐ろしさであり、一つ一つが教訓として今後生かされなければ、今後の対策にはつながらないわけでございますので、十分危惧されまして、災害に備えていただきたいと思います。

そこで今後の取組について、防災計画の見直し等についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の取組といたしまして、防災、減災に向けた取組といたしまして、一昨年度、地域防災計画の見直し、ハザードマップ、防災ガイドの市民配布を行っておりますが、今回の熊本地震で得た教訓を基に、必要な箇所の改正であるとか見直しであるとか、付け加える部分であるとかを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

大規模な地震が広範囲にわたり被害が出ますと、いろいろと昨日も今日も一般質問の中に出ておりましたけれども、がれきというごみが必ず発生すると考えます。一般家庭の災害ごみの中には、木くず、たんす、壊れた家電製品、畳等があります。このようなごみの処分場、昨日聞かせていただきましたが、六箇所につきましては昨日の答弁で聞いております。もう一度ゆつくりと場所を六箇所お聞かせください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、地域防災計画の中で、上野公園南側、野原中学校グラウンド、今井島台工業団地、北宇智小学校グラウンド、岡近隣公園グラウンド、阿太運動場の六箇所を指定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 昨日六箇所合計で約四万平米ということでありましたけれども、十分な面積かどうかは検証されていないということでございますけれども……、そうでしたね。この六箇所におきましては、市内での距離的に平均な場所での確保、そして公用地ということであるかと思いますが、二箇所につきましてはの今井島台工業団地、そして岡の公園グラウンド、この二箇所の住所が分かれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。（間）

○議長（吉田 正）危機管理監、資料ないんけ。

宗部議員、今資料ないから後日でもかめへん。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）私がなぜ住所まで聞いたかといいますと、後の四箇所につきましては小学校とか中学校のグラウンドとか大体個人的には場所分かっていのですけれども、今井島台工業団地と岡近隣公園というのはどの辺りにあるのかなという思いがしました。と言いますのは、先ほと言いましたように集積場というのは、平均的な感覚の場所に設置であろうというところから聞かせていただいたわけですから、どうしても、ちなみに五條小学校、五條中学校、そして五條高校跡地のグラウンド等は指定場所には入っていないのですけれども、それは何か理由がありますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

この計画の段階では、そこを想定しなかったというのは、地理的な状況であるとかを勘案して計画に載せたという経緯があったかと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）今三箇所につきましては、僕個人的に指定場所に入っていないと思っただけでございますけれども、やはり市役所周辺、また須恵、岡口、その辺りの集積場というか、それがどこにあるのかなという気もいたしました。

災害が広範囲にわたって起きますと、道路も寸断されてライフラインがもちろん乱れます。交通網がまひして、そしてより近くでの集積場所が求められてくるのではないかという点についても、今後検討が必要であると思います。

今回の熊本地震では、本震と思われるいた震度七クラスの揺れが二回発生したことから気象庁では一回目は前震、二回目の地震を本震であ

ったとの見解を發表しました。こうしたことから、昨今の災害においては、今までの常識を覆すような事例が発生しています。ほか議員からも質問内容のところで触れておりましたけれども、エコノミークラス症候群になるというような新しい問題点も浮上しています。災害被害による直接の死亡である場合と、その地震後に地震による関連死といったことが起きています。避難生活上ではストレスがたまり、狭い車内で避難生活を余儀なくされる、これはまずどこに責任があるのかということも考えなければならぬと思います。避難所の環境が悪かったり、プライベートが保護されていない等、そして個人的には集団生活に慣れていないため、そして自治会等に参加していないために、日頃からの人間関係ができていない等いろいろな事情によって避難所を利用しない人がいる。災害時は緊急事態なのである程度の不備や不都合は発生いたします。しかし快適な環境が整っていない、このようなことについては、今後さらなる検討が必要ではないのかなと思います。

そして今後被害に遭われた方が、避難所へ行くのか、そして車内等で一時的な避難をするのか、五條市の場合も市民にもアンケートを取る必要があると思いますけれども、その辺のところどう思われますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市民に対しまして、避難時にどのような行動を取るかという部分につきまして、議員お述べのアンケートはいかがかというような問いでございました。その部分につきまして、一人でも多くの命を守るという観点から市民の皆様に冷静な避難行動を取っていただきたい、またどういふような行動をするかというシミュレーション、災害時の行動に関するシミュレーションの研究というのは大変重要なことだと思っております。特に避難ルートの検討なども含めて自治会の皆様方と防災のマップを作ったりということもやっておりますので、そういうふうな機会何かを捉えまして、議員御指摘のとおり市民を対象にした避難行動のアンケートというようなことを実施するという部分に関しまして、検討に入っていきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

そういうアンケートによりまして、今後の避難所の収容数、そして何らかの事情によって車中で過ごす車の数、駐車場のスペース等を検証する材料になるのではないかと思います。そのようなことから、新たな取組に期待するものであります。

最後に、それでは市長に少し伺いいたします。

今回の熊本地震を教訓として、今後の防災計画についての見解をお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

今後の防災計画についてということ、いろんな形の中で今シミュレーションということもございましたけれども、いろんな防災計画は作り上げております。ただこれが完璧であるかということとはなかなか言えないところもあるかなと、ある程度は検証しながら、また熊本の大地震の状況も踏まえて、何が足らなかったのか、今後何を付け加えるかということも全て今後の課題として検証しながら次のステップにもっていききたい。そういうふうに思っています。

ただし本当に想定外のことが多々あるかと思いますが、その辺を踏まえた中に市民の皆さんの周知も徹底して、もし災害があっても皆さん方の行動が一つとなって安心・安全が守れる確保がより、できるような体制の構築に努めてまいりたいというように考えております。以上です。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。よろしく願いたいと思います。

南海トラフ地震におきましては、市内各地で非常に大きな被害が発生すると思われま。天災は忘れたところにやって来るといことわざがありますとおり、防災、減災に向けては、常に危機管理意識を持って市としてもこれからのことを踏まえ、十分な態勢で取り組んでいただきますようしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

陸上自衛隊駐屯地誘致についてありますが、（一）熊本地震における自衛隊の対応について、公的機関での対応は他県からの応援機関の被災地への出動、そして帰還への報道をテレビ、新聞等でよく見ましたが、そのときの報道では、被災地での活動期間は三日から一週間程度でありましたが、自衛隊はどのように対応されたのか知っておられればお答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

警察、消防、医療等の公的機関の被災地での活動は、議員が御質問のとおり、長くても一週間程で要員が交代しております。

自衛隊は、各種救援活動のほか、隊員が長期間活動できる我が国唯一の自己完結された組織でございます。

本震が起きた四月十六日には、東日本大震災のときと同じく統合任務部隊、いわゆるJTFが編成され、統合任務部隊の編成が解除される五月九日頃までは二万六千人の態勢で災害対応に当たっております。

また、被災地の熊本県におきましては、健軍駐屯地、北熊本駐屯地、益城町高遊原分屯地が、大分県には、別府駐屯地、湯布院駐屯地、玖珠駐屯地があり、発災後には、全国からの応援部隊の後方支援拠点として機能しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

災害時には公助として自衛隊の支援がいかに重要であるかが期待されるところでございますが、現在、五條市に計画されているヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地候補地に二箇所挙がっておりますが、さらに絞り込むと聞いておりますが、（二）の現在の進捗状況をお答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年度の県と防衛省の調査は、県と市が選定いたしました「阿田峯公園南西台地地区」と「プレディアゴルフ地区」の二箇所の候補地につきまして、県が気象・地形・騒音等の調査を、防衛省がヘリコプターの運航に際しての障害の有無等の調査を実施しております。

今年度は、県と防衛省の共同調査結果等を踏まえまして、調査候補地の優先順位を決定し、決定された調査候補地を基準といたしまして、県広域防災拠点と自衛隊ヘリポートの基本構想業務等につきまして、共同調査が行われる予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 先の荒井知事の県政報告会におきまして、今年の秋には二つの候補地のうち一箇所に絞り込まれるであろうと、県と防衛省の方との協議もありますけれども、そんな知事のコメントを聞いております。それが決定すれば、具体的な調査へと進んでいくわけですね。

ども、一日も早い実現を期待するものであります。

次に、ヘリポートの重要性についてであります。ヘリコプターでの救援物資輸送救助活動においては、最も必要とされる手段であります。が、以上のことからヘリポートの重要性についてお答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

地震災害のみならず、風水害やその他の災害におきましても、道路や橋りょうの損壊、土砂崩れ等によりまして孤立地域が発生する場合がございます。

孤立地域の人口や被害状況にもありますが、孤立地域にヘリポートが所在することによりまして、孤立地域への人員や物資の空輸、孤立地からの重傷患者を空輸することができます。

平成二十三年の紀伊半島大水害におきましても、孤立した十津川村へ霊安寺の健民グラウンドから自衛隊ヘリによる物資空輸が行われました。

現在、大塔町宇井に整備中の公園内のヘリポートは、孤立地域内のヘリポートをイメージしたものでございます。また、現在要望しておりますヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地と消防学校を含む県の防災拠点、南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきまして、紀伊半島全域の後方支援拠点として機能するものであると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 地震災害におきましては、道路が寸断され、ライフラインが壊滅状態となるため、ヘリコプターの活躍に期待するところですが、先ほどの答弁にもありましたとおり、紀伊半島全域の後方支援拠点としての整備が急務であります。

今後も五條市にとりましてもヘリポートの重要性を再認識していただき、安心・安全そして災害に強いまちづくりのためにもヘリポートの重要性を訴えてまいりたいと思います。

最後に（四）でございますけれども、市内で機運を高めるPR活動についてはどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市内におきまして、機運を高めるPR活動の取組として御報告を申し上げます。

県と連携して要望を開始いたしました。平成二十五年度から誘致機運醸成のイベントを実施してきました。

市といたしましては、平成二十五年度は八月に、東日本大震災における自衛隊の活動等をテーマにいたしました「防災講演会」を、同年一月には自衛隊音楽隊による「新春ふれあいコンサート」を開催しました。

平成二十六年度からは、奈良県防衛協会五條支部に誘致機運醸成の事業を委託し、平成二十六年十一月に「自衛隊を知る講演会」を、平成二十七年四月には、自衛隊音楽隊による「春のふれあいコンサート」を実施していただくとともに、市内各所に「五條市に陸自駐屯地を！」の横断幕とのぼりを設置して市民への誘致機運醸成に努めていただいております。

本年度におきましては、来年二月に上野公園の新体育館で自衛隊音楽隊による演奏会を予定し、併せて陸上自衛隊装備品の展示も検討している状況でございます。

その他、平成二十五年以降、大久保駐屯地の陸上自衛隊第七施設群が、市の総合防災訓練の数日前から市内に宿泊して訓練を実施し、市民の目に触れているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 答弁ありがとうございます。

この誘致活動におきましては、自衛隊の規模、そしてヘリポートの規模等は未定でございますが、紀伊半島の防災の拠点として、そしてまた五條市の活性化の一つの起爆剤として機能するものと信じ、この誘致機運を五條市の自治会はもちろん五條市防衛協会、各種団体、そして市議会も一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、行政のトップとしてのリーダーシップに御期待を申し上げ、最後に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

担当からする説明がありました。これは五條市のみならず奈良県、またひいては紀伊半島全体の位置付けとしての防災力強化というふう

言われております。

防衛省に当初行ったときに、奈良県また五條市というのではなくて、紀伊半島全体の位置付けだということで五條市は本当に紀伊半島のへそだという認識の下で大変重要な位置付けであるということの御理解もいただいています。

今後いろんな形の中で、先ほど宗部議員が言ったように、知事からも大体秋頃には二つの候補地を一つに絞る方向になってくるだろうと、それによって今後加速していくことになるうと、用地交渉、地元の交渉、そして、まずは駐屯地ヘリポート併設よりもまず先に県の防災の拠点を先行するという事も聞いております。

そんな形の中では、議員の皆さん方、また地域の皆さん、五條市民が丸となって今後誘致に対して、そして御理解をいただき、早期にすることによって、五條市の活性化にもつながっていきますし、また防災力の強化にもなっていくという観点から、是非とも力強い御支援をよろしくお願い申し上げます、答弁と代えさせていただきます。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 全力を挙げて、一日も早い実現を目指して頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正） 以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時二十分まで休憩いたします。

午後二時五十六分休憩に入る

午後三時十九分再開

○議長（吉田 正） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第六号 平成二十七年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号、平成二十七年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の土地開発公社平成二十七年決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページより平成二十七年五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、公社の平成二十七年の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の実実に基づいて計上されるものであります。

まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の当初予算額二億四千六十万九千円に對しまして、補正予算額二千四十五万三千円で合計予算額二億六千六百二十二千円に對し、決算額は二億六千三百一十一万三千五百九十四円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、二億六千四十五万二千八百七円となっております、公共用地の売却による収益でございます。

内訳といたしましては、野原新町公共用地を五條市と平成二十八年二月十七日に用地売買契約を締結しております。

同じく野原新町公共用地を社会福祉法人五條市あすなろ福祉会と平成二十八年二月二十四日に用地売買契約を締結しております。

さらに、近畿地方整備局、五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります用地の先行取得に関する契約に基づきまして、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業におきまして当公社が先行取得しております事業用地につきましては、近畿地方整備局への買戻しに係る売却収益といたしまして、平成二十五年度国債分としまして一億二百万円、平成二十六年国債分としまして一億円、合計二億二百万円の償還とな

り、全体としまして二億六千四十五万二千八百七円となるでございます。

次に、第二項の事業外収益につきましては、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益で八十六万七百八十七円となっております、受取利息及びJR五条駅前駐車場使用料、並びに各事業用地の貸付料でございます。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の当初予算額二億三千七百三十九万六千円に對しまして、補正予算額二千三十八万四千円で合計予算額二億五千七百七十八万八千円に對しまして、決算額が二億五千六百九十四万三千三百九十四円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、二億五千六百三十三万八千二百四十七円となっております、事業用地の売却原価二億五千六百三十一万八千七十五円及び事務的経費を支出いたしております一般管理費二百七十二円でございます。

次に、第二項の主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、五十七万一千四百四十七円となっております、光熱水費等、JR五条駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の特別損失の三万四千円につきましては、公社が所有していましたが、公用车を売却したことによります処分差損でございます。

公用车につきましては、平成六年六月二十一日登録で、走行距離が一四〇、三八〇キロメートルであり、使用頻度も低く、維持経費が掛かることから入札により七万六千円で処分しております。

有形固定資産として十一万円の帳簿価格として保有していましたが、処分したことによります処分差損でございます。

次に、第四項の予備費の五十万円につきましては、その全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金を計上することとなっております。

まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額四億三千七百七十万円に對しまして、決算額が三億四千七百八十一万六千九十二円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の借入金につきましては、三億四千七百三十一万一千六百七十九円となっております、金融機関からの一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に伴います借入金でございます。

当初予算としまして、近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づき四億三千九十八万円を予算計上していましたが、平成二十七年度的における実績としまして、用地契約に対する支払十九件、補償契約に対する支払十八件となっており、その借入れをした結果としまして、予算額に比べ八千三百六十六万八千三百二十一円の減となっております。

次に、第二項につきましては、四十二万八千四百十三円となっております。借入金利に係る市よりの利子補給金でございます。なお、当該借入金の内訳でございますが、恐れ入りますが、二十ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地外七事業用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地別に借入先、期首残高、当期増加高、当期減少高、さらに期末残高について記載をいたしております。

なお、平成二十七年期末借入金残高は、五條市から十六億五千四百四十八万円、南都銀行から七億七千五百十二万九千七百二十五円の合計二十四億二千九百六十九万七千二百二十五円となっております。

恐れ入りますが、再度、二ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、支出の部でございますが、資本的支出の予算額六億七千八百十六万三千円に對しまして、決算額が六億五千二百十九万六千四百三十二円となっております。

なお、用地取得造成事業費から借入金償還金へ五千八百七十八万八千七百八十二円を流用しております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、当初予算額四億四千三十二万三千円に對しまして、借入金償還金への五千八百七十八万八千七百八十二円の流用の結果としまして三億八千二百二十四万四千二百十八円に對し、決算額が三億五千六百二十七万七千六百五十円となっております。用地費、負担金補助及び交付金、借入金利息並びに草刈りに係る経費等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、当初予算額二億三千七百八十四万円に對しまして用地取得造成事業費からの五千八百七十八万八千七百八十二円の流用の結果としまして、二億九千五百九十一万八千七百八十二円に對し、決算額が二億九千五百九十一万八千七百八十二円となっております。事業用地に係る借入金の償還でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に掛かる南都銀行への償還金としまして一億九千七百九十一万八千七百八十二円並びに五條市への償還金としまして九千八百万円となっております。

また、資本的収入三億四千七百八十一万六千九百九十二円が資本的支出六億五千二百十九万六千四百三十二円に對し不足する額三億四百三十八

万三百四十円につきましては、損益勘定留保資金で補填しております。

この損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出を必要としない費用であり、計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額であり、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補填財源として使用することができるとでございます。

引き続き、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十七年年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであります。

事業収益の二億六千四百五十二万二千八百七円から事業費用の二億五千六百三十三万八千二百四十七円を引いた額であります四百一十一万四千五百六十円と、事業外収益であります八十六万七千八百八十七円から事業外費用の五十七万一千四百四十七円を引いた額であります二十八万九千六百四十円を足しました四百四十万四千二百円から特別損失の三万四千円を引いた額であります四百三十七万二千二百円が平成二十七年年度の純利益となります。

引き続き、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第十八条の規定に基づく処理で、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、損失を埋め、なお剰余があるときは、その額を準備金として処理することとなっております。

引き続き、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十七年年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成二十八年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本を記載したものでございます。

貸借対照日に導入されました資金が土地や固定資産などがどれくらい存在し、またそのために長期借入金等の資金がどのような方法でどれくらい調達されているのかを対照表に示したものが貸借対照表であり、これによりまして資産と負債及び資本のバランス、当面の支払い手段の保有高等、財産状態が示されるものであります。

資産合計につきましては、三十億三千三百八十三万二千八百二十九円に對しまして、負債合計の二十八億三千七十万一千七百四十二円と資

本合計の二億三百三十三万一千八十七円で、負債・資本合計が三十億三千三百八十三万二千八百二十九円となっております。

引き続き、七ページを御覧ください。

ただいま、御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十七年における当公社の現金の動きを明らかにするでございます。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、八ページを御覧ください。

続きまして、平成二十七年五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成二十七年事業の総括としましては、まず、継続事業といたしまして、国から依頼を受けました一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に伴う用地買収事務を実施いたしております。

また、その他の事業としまして、平成二十八年二月十七日付けで、野原新町公共用地五、四〇七・二二平方メートルを五千二百七十三千九百六十六円で五條市と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

同じく、平成二十八年二月二十四日付けで、三〇九・二二平方メートルを六百二十七万八千八百四十一円で社会福祉法人五條市あすなろ福祉会と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

引き続き、九ページを御覧ください。

当該項には、二といたしまして、JR五条駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、三といたしまして、公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧ください。

当該項には、四といたしまして、理事会における議決事項について記載をいたしております。

さらに、五といたしまして、職員に対する事項を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十七年における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の

全てを目録にしたもので、この財産目録によりまして当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で三十億三千三百八十三万二千八百二十九円となっております。当該内訳といたしまして、土地開発公社の事業目的のための事業活動におきまして、経常的に又は反復して発生する取引に伴って、発生した資産であります流動資産につきましては、現金預金の一千百五十一万三千四百四十円、基本財産の五百万円、未収金の九千百二十三円、事業用地の三十億一千七百三十一万二百六十六円の合計三十億三千三百八十三万二千八百二十九円となっております。

次に、負債の部でございますが、合計で二十八億三千七十万一千七百四十二円となっております。当該内訳といたしまして、長期借入金の流動負債に属さないものであります固定負債が二十四億二千九百六十万九千七百二十五円、流動負債が四億百九万二千十七円となっております。

結果といたしまして、差引正味財産は二億三百十三万一千八十七円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で報第六号、平成二十七年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちょっとお聞きするのですけれども、野原新町の処分、五條市としてありますわな、五條市……、二月十七日に五千四百七十七平米が五千二百万円とあすなるに三〇九平米が六千二百七十八千円ですか、これは損して売っているわけですか。平米単価を教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

八ページのその他事業の野原新町公共用地の売却単価につきましては、まず五條市に売却しております五、四〇七・二二平米につきましては、四筆ございまして、その四筆につきましては、五條市野原西丁目一番六雑種地一、九六〇・七七平米、同じく二七番三雑種地一、七七四・〇二平米、同じく六二番三雑種地九四〇・二七平米、同じく七〇番十五雑種地、七三二・一六平米の四筆で、五、四〇七・二二平米となっておりますが、そのうち野原西一丁目七〇番十五につきましては、平米単価一万六百元となっております。

それと、野原西丁目一番六、同じく二七番三、六二番三につきましては、平米単価九千五百円となっております。

また、売却単価の違いということにつきましては、土地開発公社につきましては、バブル期の前の昭和四十七年六月に公有地の拡大の推進に関する法律が制定されたことを受けて、地価が上昇する時点において当市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な土地の先買いに関する制度の整備や地方公共団体に代わって土地の先行取得をし、地価上昇前に事業用地を安価に確保し事業化していくということが土地開発公社創設の目的であります。

資料に記載のとおり土地開発公社健全化計画等に基づきまして、用地売却をしているところですが、本来市から先行取得依頼がありまして取得してから市に買い戻すものについて簿価で買い戻しを市にしていたわけですが、元々、公社の保有地につきまして、取得した時点と今回売却した時点とにおきまして、価格差がありますことから、取得価格をもって簿価としているということになります。補助事業に併せて事業化をしております、保有地を減少させていくことが健全化計画でありますので、その時価でもって売却をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） いやそんな詳しいこと教えてもらわんでもいいんですよ。損して売っているのか聞いとんよ。

公社の健全化はよく分かるとるやん。そんななかまへのえ。平米単価野原やったら大体一万円やんかえ。筆ごとに言ってくれとるけど、そんななかめへんけども、新町やったら三〇〇平米で六百万円やったら二万円、野原一万円の新町二万円、約やけど。これで処分したら公社は損してないのか聞いとるわけ。

○議長（吉田 正） 上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

公社が保有しています簿価と比較しまして売却しております時価の差が一万円程度出ておりますが、……………（議場に声あり）時価と簿価の差一万円という形で売却しております。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今四筆、五筆の売却のことでございますけれども、特に野原の分につきましては、元JRから基本的には取得価額ゼロということで所有権

移転をいただいたものでございます。

同じような形になるわけでございますけれども、野原の方につきましては、国庫補助をもちまして事業を進めておると、そういう観点からそのときの鑑定を行った価格で売却をさせていただきました。あすなろの方につきましては、簿価というところで向こうと協議をして売らせていただきましたので、土地開発公社としては基本的には適正に対応させていただいたと理解させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）いや適正とか不適正とか、そんなん聞いてないやん。

これ最後のページから見たら、簿価から見たら安く売っているわな。簿価というのは利息が毎年かさんでくるさかい、これは何ぼでもこれらの土地は膨れ上がってきていることはよく承知していますよ。それは分かっているんけれども、そのあすなろ園さんも福祉事業をやっているところには簿価で買ってねって頼んどいて、この三〇〇何平米か、そして片方では公社の健全化のためって、道付けるのには安く売ったのかえ。面積の多い方は安く売って、普通賢い人やったら面積の多い方を高く売ってな、面積の少ない方を安くするわ、普通物売るんやったら、三〇〇平米のものを簿価で買ってもらって、五、〇〇〇何平米のものを安く売ったら公社として健全になるんかえ。いやいや五條市やさかい、こんなん普通の民間に売った話にならんで、五條市やから道付けるんやさかいというもんか分からんけれども、その辺道であって片方は福祉であるんやけれども。安くしてあげるんやったら福祉の方も安くしてあげたいと思うけれども。違いますか。一般企業やったら別です。一般企業やったら売れるだけ高く売ったらいいけれども。その違いはどうかあと思ふのやけど。道も福祉も同じ行政の大事なことからね。簿価で買ってもらうんやったら両方とも簿価で買ってもらったらいいし、鑑定を入れたら簿価が高いと、そら高いと思うわ。利息が入っておるんや、長い間の利息が重なっているんやさかい簿価みたいな無茶苦茶高いわ。今の土地の相場からしたら。そやけど道も福祉も同じように扱ったたらどうかと僕は思いますけど。

○議長（吉田 正）檜内副市長。

○副市長（檜内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

片一方を五條市の方に売却させていただいたということに対しては、先ほど答弁させていただきましたけれども、国の都市再生整備という補助金をもらう中で、適正にその土地の実勢価格で売却しなければならないというところから、売却をさせていただいております。ただ、

あすなろの方につきましては、福祉施設運営ということでありますけれども、公社の内情といえますか、できる限り簿価で売らせていただいて公社の健全化を図っていくというところで、向こうとの協議をさせていただいた中で、簿価で買っていたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 実勢価格って、簿価と違って安く売ったら、国からその分の差額が補助金でくれますんか。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

後々の国の監査の中で、簿価で売ってあれば、実勢価格の差を今度は反対に返却せよということになる可能性が非常に高いということとございましたので、あえてこの分につきましては、指導のとおり実勢価格で鑑定をいれさせていただいて売らせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 国の指導がしたら簿価と違って、実勢価格で売れというような、国が指導しているということ、実勢価格でって。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えします。

今野原でやろうとしておる市道の関係の都市整備の再生の補助金に対して、その分については土地の価格については鑑定を入れた価格をもって補助金申請ということになっておるということ聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 道付けるのに、国の補助金かどこの補助金か知らんけど、もらおうと思ったら、実勢価格で土地を購入しておかないと補助対象となくいくという話、道の場合は。なるほど。

そうしたら、あすなろの場合はそれが関係ないわけ、福祉の場合は関係ないわけですか。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、あすなろさんと交渉を何回かさせていただきまして、簿価で買っていただけるようお願いをさせていただき、向こうも了承していただいたと、二者との協議の中でお願いをさせていただきまして、それならば五條市の土地開発公社としての健全化になってくるということの中で合意を得たということでございます。ただ相手先が簿価として認めていただけない場合につきましては、それぞれまた協議をせざるを得ないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（吉田 正） 次に、日程第三、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第七号 平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（吉田 正） 報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） ただいま上程いただきました報第七号、平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業につきまして、地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

当財団の平成二十七年につきましては職員八名、市派遣職員一名を含む、調理師二名外パート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

別冊の資料、平成二十七年決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

平成二十七年七月十七日の台風十一号接近による各施設の休館、また十津川村桑畑地内における国道一六八号の全面通行止め、七月から九

月によ通行客の減少等厳しい一年となりましたが、五月より帝塚山大学によるテヅカフェの実施、十月よりジビエール五條のジビエ肉の販売及び食事提供等、新しい取組を行うことができました。

なお、赤谷オートキャンプ場につきましては砂防工事等が進められておりますが、再開までまだ多くの時間を要すると考えられます。来期につきましては、更なる経費削減を行い、収支の改善に取り組んでまいります。

また、各自治体及び各種団体への営業のほか、ジビエ肉の販売の強化や冬期十二月から三月に行われる路線バス運賃キャッシュバックキャンペーンを有効利用する等、閑散期にも集客できるよう営業に努めてまいります。

道の駅レストランにおきましては、引き続き帝塚山大学テヅカフェが期間限定、日曜日のみの営業を行っていただき、より連携を深めながら集客に努めてまいります。

平成二十七年年度決算書・事業報告書の三ページ及び四ページについて御説明申し上げます。

一般財団法人大塔ふる里センター全体の収支計算書でございます。

一般財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、五つの施設の営業と一つの事業について管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標として努力しております。

全ての事業収益として、一億五千二百五十五万九千七百十三円（指定管理料収益四千二百二十万円を含んでおります）、その他雑収益は五百七十八万五千二百九十一円で、当期収入合計一億五千八百三十四万五千四円となりました。

支出につきましては、事業費として一億四千七百四十六万九百円と管理費九百二十四万九千六百六十六円を含め、当期収支合計一億五千六百四十八万五千八百六十六円となり、百八十五万九千三百三十八円の黒字決算となりました。

それでは、主な施設及び事業について収支状況を御説明申し上げます。

五ページから十ページを御参照願いたいと存じます。

まず初めに、ふれあい交流館でありますが、当施設は日帰り入浴、レストラン（配達弁当を含む）、売店の営業を行っております。公共的な利用施設として図書コーナー・会議室等があります。

平成二十七年年度の利用者数は二万七千八百九十一人で、職員三名（事務局職員一名含む）と調理師一名及びパート職員、主には三名で運営しております。

収支につきましては、事業収益・雑収益合計五千二百六十五万六千二百一十一円に對しまして、事業費合計五千二百萬一千七百六十三円であり、六十五萬四千三百五十八円の黒字決算となっております。

次に、ロジ星のくにであります。

当施設につきましては、本館棟に和室六室、洋室四室、ドーム付バンガロー三棟、ログキャビン五棟の宿泊施設のほか、周辺には天体観測施設として、主天文台・第二天文台を始め、プラネタリウム館がございます。

平成二十七年の利用者数は一万三千二百一十一人で、職員三名、市派遣職員一名含む、調理師一名及びパート職員、主には一名で運営しております。

収支につきましては、各プレミアム商品券及びプレミアム宿泊券等によるお客様があり、事業収益・雑収益合計四千八百六十四万三千五百十円に對しまして、事業費合計四千五百七十二万二千三百六十九円であり、二百九十一万七千九百八十一円の黒字決算となっております。

次に、道の駅であります。

当施設は、総合案内と物産販売を行っております。

平成二十七年の利用者数は二万八千六百十三人で、職員二名及びパート職員、主には一名により運営しております。

収支につきましては、事業収益・雑収益合計三千六百万八千三百八十一円に對しまして、事業費合計三千五百四十九万五千三百四十四円であり、五十一万三千三十七円の黒字決算となっております。

次に、大塔郷土館であります。

平成二十七年四月より営業を再開することができました。

大塔町の郷土料理の提供及び物産品の製造等を行っております。

収支につきましては、事業収益・雑収益合計一千四十八万六千六十二円に對しまして、事業費合計一千六十四万九千五百七円であり、十六万三千四百四十五円の赤字決算となっております。

次に、ふれあい交流館で行っております福祉事業のデイサービス等につきましては、看護師を含む臨時職員三名で運営しております。

二百七十九人の方に御利用いただき、事業収益二百三十一万五千七百七十円に對しまして、事業費合計三百五十二万八千二百八十五円であり、百二十一万三千百十五円の赤字決算となっております。

その他の施設等につきましては、恐れ入りますが、後刻御清覧くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）プレミアム宿泊旅行券の実績、また路線バスのキャッシュバックキャンペーンの実績、そしてインターネット宿泊、この辺の利用実績、分かれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、キャッシュバックの方から御説明させていただきます。

四月から九月に關しまして合計で、五百五名となっております。一人当たりの宿泊料金の単価は七千円から八千円でございます。

そしてプレミアム商品券の方です。奈良県南部東部地域プレミアム商品券におきましてふれあい交流館が二万三千円、星のくにが三十四万五百万円、道の駅が二万九千五百円、郷土館が八千円、合計四十万一千円となっております。

それからせんとくんプレミアム商品券ですけれども、ふれあい交流館が一万四千五百円、星のくにが四万五千五百円、道の駅が一万五百万円、郷土館が一万四千万円、合計で八万四千五百円となっております。

そして五條市ゴーカスタープレミアム商品券でございます。ふれあい交流館が四万四千五百円、星のくにが十六万八千円、道の駅が四万一千五百円、郷土館が一万一千五百円、合計二十六万五千五百円となっております。

続きまして、楽天のネット予約の実績でございます。平成二十六年におきましては、売上げが一千七百七十七万一千五百三円、そのうち楽天分が四百二十六万七千四百四十六円、パーセントといたしましては二四・八五パーセントでございます。

そして平成二十七年に対しましては、売上げが二千二百四十九万六千九百三十一円、楽天分がそのうち六百五十一万七千五百四十二円、割合でいいますと二八・九七パーセントになっております。比較しますと、平成二十六年が、ネット分が二四・八五パーセントで、平成二十七年が四二・二五パーセントと、税抜きでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）インターネット販売の方の実績は分かりますか。……分からない。この楽天というのは、宿泊ですやろ、インターネット販売では楽天、使っていないはずや。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）九番山口議員の御質問にお答えします。前に確認したところ宿泊の予約も含んでおると、そういうことで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）含んでおるわけで、売上金額は調べないと分からないと思うのですけれども。

インターネットで調べておりますと、宿泊はこの施設でも同じような手続の関係で簡単に予約は取れるのですけれども、物品の販売の方ですけれども、送料がかなり、品物の割には高くなっておるのが現状ではないかと思うのです。その辺も含めまして、もう少し改善の余地があるのではないかと思いますので、しっかりその辺も見ていただいて、より販売効果を上げるようなインターネット販売、そして金額がある程度になれば、まあ一万円超えるとか三万円超えるとかになれば、送料無料にするとか、そういった工夫もやっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）道の駅のレストラン、帝塚山大学のテヅカフェですけれども、これの収支はどうなっていますか。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

テヅカフェの収入につきましては、財団の方の雑収入としていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これはどういう仕組みになっているのですか、雑収入でいただいているということは決まった金額でお貸ししておるのではないのですか。それとも儲かったものの何パーセントかをいただいているのですか。その辺ちょっと詳しくお願いします。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

道の駅吉野路大塔連携企画型及び就労体験型実習の実施に関する基本協定書が締結されております。その中に協議ということで、第七条「本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じた事項については、甲乙及び丙が協議の上決定するものとする」そこで協議して雑収入に入れていたわけなんですけれども、一年を経過し実績等も出てきたということで、細部による協定書について現在協議していると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）いいことをやっていただいておりますのですけれども、そしたら雑費でいただいているということですから、またその辺の雑費の金額を教えてくださいのと、それで光熱費とかは全部いけますのかな、マイナスになってますのかな。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

雑収入の内訳なんですけれども、交流館におきまして、現場事務所の家賃が百八十万円でございます。駐車場代が一万五千円、UFOキャッチャーの売上げが一万三千九百円、（議場に声あり）部分だけでよろしいですか。全体で五百七十七万八千三百七十一円の中に含んでおります。三十万円でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）この見方を教えてほしいのやけど、八ページの正味財産の増減計算書内訳表の福祉事業会計のところですから、この後ではデイサービスが中心で二百七十九名が利用して、収入が二百三十一万五千七百七十円で、支出が三百五十二万幾らで、百二十一万三千百十五円の赤字ということやな、これは、そういうことですか。その下の当期一般正味財産増減額が百二十一万幾ら、これはこれだけ平成二十八年度は赤字やったということやろけども、その下の一般正味財産期首残高が七百八十二万七千円というのはどう見たらよろしんで。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

過去からの累計ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）これ、福祉事業を大塔でやってもらっているのは大変いいことやと思うんやけど、ずっとやってから赤字ばかりずっと足してきて、七百八十何万円に、今年の赤字が百二十何万円足したら九百何万円になるわな、これは赤字の累積ですか、福祉事業をやってきた。福祉事業はしてもらいたいんやけども、この決算書は大概黒字決算やという報告しとるやん。当期は黒字やというけども、本来は黒字と違うわけやろ、市から持っていっとんやから。ほんまは全てのところは赤字やと思うけれども、それはかめへんのやけども、そうしたらこの福祉事業の会計がうまいこと出ていないように思うんですけども、これにはしたら市から補助金というたらいいのか、この年は何ぼやったんで、四千万円ほどあったか、三千五百万円か、そんなところやろ。その分配金というのは福祉事業にはないわけですか。

市から送っているお金は、各その施設に振り分けて分担金で入れているやん、収入に。恐らくここには入らないわけですか。該当してないの。

○議長（吉田 正）檜内副市長。

○副市長（檜内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今議員御指摘のとおり、この福祉事業につきましては、市の方から指定管理料、去年、平成二十七年につきましては四千百二十万円を指定管理料としていただいておりますけれども、福祉事業でございますので基本的には、この中にはその指定管理料は充てておりません。それはあくまでも福祉事業の趣旨として今デイサービスをやらせていただいておりますけれども、ここには充てないというところで決算をさせていただきますというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）副市長、充てないというけども、これずっと百万円、百二十万円、百三十万円って毎年これ足していかなんのやろ。充てなかったら。来年になったら一千万円にんのやな、恐らくや、この調子でいったら。これずっと足していくんかえ、大塔でこの福祉事業やっている間、………何かせんことには、赤字ばかり足していったらいいわって、いやそんなんでもいいのかなと思うさかい。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番益田議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

紀伊半島大水害前までは、はるすが受けていただきました。その後、一旦もう切るということで切らせていただきました。そして新たに五條市社会福祉協議会の中で受け入れていただいたということになっております。

赤字がずっと続いているのは、当然ながらそのとおりです。というのは紀伊半島大水害のときには大体五百人くらいの人口でありましたけれども現在三百人前後といわれています。相当減っているということで、そこに受入れ態勢が大変少なくなってきたということは事実であります。赤字が出るのは当然そのとおりだと思うのですけれども、それを少数になったからといって放っておくわけにはいかない、これは継続してやっていくしかない、大変これから見ると赤字だと、赤字だからといって大塔地区だけを無視するということはできかねるということで、今後はより活用が多くできるような態勢を構築していくと、そういう形の中で大変努力をするしかない、そういうふうに理解をします。

よろしく願います。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 言っていないがな。赤字やさかいあかんとか、何もそんな話言うてないで。ずっと赤字ばかりしとったらしゃないさかい何かの手立てをしたらなあかんの違うんかえと言っとるんやんかえ。（議場に声あり）こんなことしておったら、百万円、百万円、百万円つて（議場に声あり）ずっと足していくやろ。（議場に声あり）

何とか手立てをしたらんことには赤字ばかり足していつとったんではしゃないん違いますかと、補助金四千何ぼもっていつているのやったらそれは充てられへんのけと、ここへ。何とか毎年ゼロになるような決算ができるようにしたらなあかんの違うんけって聞いているわけやんか。こんな赤字ばかり足していつとったら膨らむばかりやん。その何かの手立てをして一遍ゼロにするとか、していかんことには重荷にばかりなつて、（議場に声あり）ちゃんと会計がなるようにしたらな……（議場に声あり）

○議長（吉田 正） 市長、市長、そうは言うてません。

益田議員、このまま赤字続けていったらいかんから何か手立てを打ったれということですね。やめれとかそんな話違いますわな。

○十一番（益田吉博） やめれって誰言うたんえ。

○議長（吉田 正）言ってませんっていう話やんか。

○十一番（益田吉博）ほかの施設やったらこっちから指定管理料で送っているやつをその分担金として分けて、事実は市から送っているさかいに実際それがなかったら各施設赤字やろ、他の施設かって。こっだけ分担金がないんやったら、何とか方法でお金を、補助金か分担金か入れたって毎年赤字ばかり出さなくていいような方法を考えたたらどうでって言う тоннねん。

○議長（吉田 正）副市長それに対して答弁を。 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今益田議員が言っていたいておる福祉に関してのことは、財団の理事長としては大変うれしいことをおっしゃっていただいております。ことですけれども、財団として、今の八ページ等につきましては部門別の正味財産の内訳書で決算上の中で累積が九百万円ほど出ています。去年の一番当期のところでしたら七百八十万円ほどあったものが、また百二十万円ほど赤字が出ています。これ、決算上の話なんですけれども、実際の財団全体としては、四ページのところを御覧いただけたらと思いますけれども、四ページのところで当年度で一番最後のところでございますけれども約三千百九十二万円余りの決算を出していただいております。結局は全体としてはどうかこうにか皆さん方の御理解をいただきながらお金は回らせていただいているという決算を出していただいております。ただ部門別にいけば、ずっと福祉の部門ではあの災害以来、赤は続いておりますというところの決算状況ということで御理解賜れたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）よく分かつとんえ。俺も思とったんえ、現金が何ぼあるとかよく書いてくれてあるやん。それやったらそのお金で回っているのやったら、こっちは決算上はそうなるけれども、実際はそうやないんやと、大塔の施設を全部見たときにはこれで回つとんやという説明をしてもらったらそれでええんや。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）十五ページなんですけれども、道の駅の通常主にやっている事業ですな、利用者数が二万八千六百十三人、収入が三千六百万幾ら、これを見たとこ単純に計算して一日約八十名前後の利用者がおられるのかなと、収入金額三千六百万円をこの利用者で割ったら一人当たり約一万三千円、お客さん単価ですよ、この主な内訳というのは、今上に書いていただいておりますけれども、何でこれだけ収入

を得られるのか、通常販売のほか物産品のインターネット販売、各種イベントでの販売等、大ざっぱな比率でいいですので、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

道の駅にしましては、先ほど答弁させていただきましたように、ジビエ肉とかプレミアム商品券がございましたので売上げは、平成二十七年度的にしましては上がったと感じております。

人数の方は、売上げで比較しますと平成二十六年で三千三百三十七万五千四百六十一円で……（「三番」の声あり）よろしいですか。

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） もう一度分かりやすく、この通常販売とインターネット販売とその他イベント、大きく三つ書いてありますよね。その中にもう一個、ジビエ肉、ジビエ肉は通常販売もあればインターネット販売もあるかと思うんですが、大きく分けて比率、通常店売りで幾らあるの。インターネット販売で幾らあるの。各種イベントでこの収益のうちのどれぐらいの比率を占めるのって、その比率割合だけ教えていただきたいんです。

○議長（吉田 正） ……………（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 分からなかったらもういいです。また改めて。

この道の駅での収益が、さっきちよつと質問があったようにデヅカフェ、これが日曜日限定の営業であると、土・日はやっぱりここに来られる利用者、来客者、特に多いと思うんです。その中で、あそこに立ち寄ったら昼食、トイレ休憩も含めて昼食なり何なりを皆されると思うんですが、その人数がどれぐらいあるのかなと、また大塔町内にある飲食店、古くからある食堂やとか同じようにこの道の駅の前にあるおうどん屋さんとかに対して、日曜日だけのデヅカフェさんの営業によって大なり小なり各個人事業主さんに対しての収益の影響はあると思うんです。その辺も踏まえて、今後ちよつとデヅカフェさんの事業展開に関しても、周辺の一般事業主さんと均衡が取れるような取組が必要ではないのかなと、私思うのですけれども、その辺まで気にしてこういうデヅカフェさんにお越しいただくということはされているのか、どうなのかお尋ねします。

○議長（吉田 正） 泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

そもそも道の駅に関しては、国が作りまして県の持ちもので、今は財団の方で指定管理ということとさせていたいております。

大塔町につきましては、かなり人口減少もございます。今大塔町に関しましては、大きな観光施設としましては財団の施設だと思います。その中で、にぎわいを一つ足すためにも帝塚山大学と連携いたしまして、大塔町に少しでもにぎわいを持たせたいと、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）決してテヅカフェさんを否定しているのではなくて、そういうふうな配慮も含めて今後取り組んで、テヅカフェさんも来ていただいて、何がしかメリットがあるような態勢を取っていただきたいし、また周辺古くからある個人事業主さんのお店に対しても、何がしかのメリットがあるように、相乗効果を生ますようなことを考えて取り組んでいただけたらという意味ですので、勘違いせんといってください。以上です。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、日程第四、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第八号 平成二十七年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、平成二十七年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

平成二十七年予算における繰越明許費限度額につきましては、去る第一回市議会定例会において御議決をいただいておりますが、その確定額でございます全二十六事業、十二億一千五百四十四万一千三百十八円について、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の四ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、繰越限度額と同確定額に差違のある主な事業について御説明を申し上げます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、地域資源を活かした産業とブランド創造事業につきましては、国庫補助金の認証減によりまして、繰越限度額七千二百二十四万九千円に対し、同確定額を四千八百九万六千四百円といたしております。

なお、認証減となりました旧路線バス専用道点検業務委託のうち、国道一六八号と交差する第七丹生川橋りょう他一橋の点検業務については、緊急性等を考慮し、一般財源により実施してまいります。

次に、四行目でございます。同款三項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業につきましては、交付先の求めにより、年度内に当該一部を支出したことから、繰越限度額九百六十一万九千円に對しまして、同確定額を七百九十三万七千円といたしております。

次に、下から四行目でございます。五款農林業費、一項農業費、農業基盤整備促進事業につきましては、一部前払いを実施したことから、繰越限度額一千四十五万円に對し、同確定額を八百三十六万円といたしております。

次に、同項市単独土地改良事業につきましては、一部業務が年度内に完了いたしましたことから、繰越限度額一千八百二十万円に對し、同確定額を一千六百六十万五千九百二十円といたしております。

恐れ入ります、五ページをお願いいたします。

一行目でございます。同款二項林業費、林道改良事業につきましては、一部前払いを実施したことから、繰越限度額七千八百十万円に對し、繰越確定額五千七百十万円といたしております。

次に、四行目でございます。七款土木費、二項道路改良事業につきましては、一部前払いを実施したことから、繰越限度額七千二十万円に對し、繰越確定額六千二百二十八万八千八百八十円といたしております。

次に、下から四行目でございます。同款四項都市計画費、空き家等利活用推進事業につきましては、国庫補助金の認証減により、繰越限度

額一千百万円に対しまして、同確定額を百万円としております。

なお、同事業のうち、空き家活用推進支援事業については、事業の継続性等を考慮し、一般財源により実施してまいります。

また、空き家等実態調査につきましては、改めて財源を精査した上、早期の予算化に取り組んでまいります。

次に、下から二行目でございますが、同款五項住宅費、小規模住宅地区改良事業につきましては、一部前払いを実施したことから繰越限度額一億五千四百二十万円に対し、同確定額を一億四千七百五十三万円といたしております。

繰越限度額と同確定額に差違を生じた主なものは以上でございます。

なお、いずれの事業につきましても、早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

○議長（吉田 正）以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第九号 平成二十七年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第九号、平成二十七年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の七ページより御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、平成二十七年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるもののうち、当該年度内に支出が終わらなかった事業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、事故繰越しとさせていただきます。

なお、事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第百五十条第三項の規定により繰越明許費の手続を準用するため事故繰越し繰越計算書を調製し報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書のパージを御覧いただきたいと存じます。

十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業でございますが、平成二十五年の台風十八号により被災しました林道ウツギ谷線について、被災箇所手前において実施する改良工事完了後、復旧工事へ着手する予定でしたが、当該改良箇所において新たにのり面変位の進行があり、その対策に不測の日数を要したことから年度内の完了が困難となったため三百四十七万九千七百六十円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、当該事業の財源でございます県支出金の三百九万七千円につきましては、平成二十八年三月二十三日付けをもって、奈良県知事より事故繰越しの承認を得ております。

同じく、市債の三十万円につきましても、三月三十日付けをもちまして、奈良県知事より借入に係る同意を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

○議長（吉田 正）以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十号 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）ただいま上程いただきました報第十号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、去る三月議会で平成二十八年度へ繰越しすべき限度額を御議決いただきました下水道事業特別会計につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

恐れ入りますが、議案書十ページの計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款、一項下水道費、事業名、流域関連公共下水道事業、翌年度繰越額四千二百十万円でございます。

内訳といたしまして、野原西二丁目・東町付近ほかでの公共下水道新設工事費及びこれに伴います水道管・ガスの移設補償費でございます。

財源につきましては、国庫支出金、市債及び一般財源でございます。

主な理由といたしましては、通行規制について関係機関、主に警察署等との協議に不測の日数を要したためであります。

なお、事業のしゅん工につきましては、本年七月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものであります。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

○議長（吉田 正）以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第十一号 平成二十七年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正） 報告を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士） ただいま上程いただきました報第十一号、平成二十七年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰越したものでございます。次に、十二ページを御覧願います。

下水道整備事業関連移設工事業の予算計上額四千七百五十四万二千円のうち、一千九百二十九万六千三百六十円を翌年度に繰越したものでございます。

財源につきましては、負担金と損益勘定留保資金を充てております。

なお、工事は、本年七月末にしゅん工する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

○議長（吉田 正） 以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（吉田 正） 次に、日程第八、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第四十一号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田産業環境部長。

〔産業環境部長 辻田祥友登壇〕

○産業環境部長（辻田祥友）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十一号、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、お手元の議案書十三ページを御覧願います。

本条例の制定につきましては、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保するために必要な規制を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第一条につきましては、本条例の目的、第二条では、用語の定義について定めております。

第三条から第五条までは、事業者、土地所有者及び市の責務について定めております。

第六条から第八条までは、土砂の安全基準等について定めております。

第九条から第十五条までは、特定事業の許可、土地所有者等の同意、許可の条件等について定めております。

第十六条及び第十七条では、特定事業の着手の届出等について定めております。

第十八条では、土砂等管理台帳の作成等について、第十九条では、地質検査等の報告について定めております。

第二十条では、関係書類等の縦覧について、第二十一条では、標識の設置等について定めております。

第二十二条から第二十四条までは、特定事業の廃止、完了、終了について定めております。

第二十五条及び第二十六条では、譲受け、相続等について定めております。

第二十七条では、名義貸しの禁止、第二十八条から第三十条までは、措置命令及び許可の取消し等について定めております。

第三十一条では、関係書類等の保存、第三十二条では、土地所有者の義務について定めております。

第三十三条から第三十五条までは、報告の徴収、立入検査、違反等の事実の公表について、第三十六条では、委任について定めております。

第三十七条から第三十九条までは、罰則について、第四十条では、両罰規定について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日及び経過措置について定めております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）十九ページの第十一条には、この許可の申請するいろんなそろえなければならぬものとか、事業をする者の準備せんなんも何とか図面とかいろいろ書いてくれていますけれども、これは隣接の、もちろん地主が了解しなければできないわけですが、地主は了解する、そこに土砂を持ってくる、そのときに隣接の地権者の承諾書とか同意とか、そしてまた恐らくこういう土砂とかを埋めるのは谷みtainなどところだと思ふんやけども、その下流の米を作っている人の同意とか、もちろん車の出入りも頻繁にするやさかい自治会関係の同意とか、そういうのはどこにも書いていないけれども、それは要らないのですか。土砂の場合は。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃいますように隣接、それから下流の方とおっしゃったと思うのですけれども、そういうもろもろの方々の同意は要りません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）産廃と違って、そういうのは、土砂の場合は要らないということですね。

そしたら、これもしどんどん地主が了解して運んでくる。自治会の人は車やダンプがどんどん通られたら具合悪いとか、下の人の水が汚れたとか何とかなってきたときは、市が全部対応していかねばならないのですか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

最終的には市の責任で、そのような対応はしていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたら辻田部長のところはずんずん大変な仕事が増えてくるということですね。恐らくや隣接している人とか近所の住民の人とかは喜ぶ人はいないと思うさかいに、役所に言うていかなしやない。土砂の埋立てに来ている業者さんに言うたかつて、はい、はい、って言うてなかなかしてくれにくい場合もあると思うさかいに。市がそういう対応をしたってもらえるのやったら、それはそれで有り難いと思います。

これ前に、条例を作ったという、吉田議員でしたか提案をされたときに、私農地造成についてはこれからの農業は大きなところで作らないかと、小さいところでおったらいかなさかいに二枚を一枚にするとか三枚を一枚にするとかいろんなことをやっていかなんさかい、そういうときには認めるというか、やかましく規制を掛けないような条例にしてあげてくれということをお願いしたと思うのですけれども、それはどこに載っていますんで。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、条例の第九条、第一項、第四号でございます。それ並びに施行規則では第五条、第一項、第五号、第六号により農地法の第四条又は第五条の許可を得たもの、又は三、〇〇〇平方メートル以下の農地の造成による特定事業はこの条例の申請の対象とはなりませんというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）規則って言うてくれたん、規則でそれは、三の（三）の許認可等というところやな。農業委員会に農地造成で申請する農地の一時転用、申請して農業委員会が通ったらそれはそれでやっていけるという解釈でいいんやな。そういうことすな。

三、〇〇〇平方メートル、三段って言うてくれているけれども、それは立米数は関係ないわけですか。平米は三、〇〇〇平方メートル、それが四、〇〇〇平米とか五、〇〇〇平米とかとなったときに、それも農地の一時転用で農業委員会が通ったらそれもいけるわけですか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、農地転用第四条、第五条で転用が許可されておればこの申請の対象にはなりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 同じこと念入れるけれども、農地造成で一時転用でいったら、別段農業委員会の許可さえもらったらこれは申請は出さなくてもいいということですか。そういうことですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

許可は取っていただく必要はないのですけれども、届出はしていただくようになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今農業委員会を通った上で、こういうことをやりたいんやという届出さえ出したらいいわけですか、そういうことかな。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

市といたしましては、そのように農地であろうが土地の土砂を搬入されておるといふ実態を把握したいという部分がございますので、転用で農地造成をされるときには届出だけをしていただきたいというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 届出するくらいはかめへんけども、別段農業委員会からそっちの方には連絡いかなのかな。それはかめへんわ、もう。届出さえしたらいいのやったら。

最後、市長に聞きますけども、これやらないかんし、この規制も掛けられないかんというのはよく分かっているのやけれども、これもしもどつかの村で谷を埋めると、地主が了解したと、業者が来るということになったら、細い道を大きなダンプが走るとか、日に何台も通るとか、村の人が生活しにくいとかということが起こってくるかもしれないのですが、そういうときに、それを未然に防ぐために自治会とか水利組合でも構わないのですが、その地域の人から許可をせんといってくれという要望書とか陳情とかが市長にあったときに、市長は地域の自治会の人

の要望を優先して受けたってもらえて、許可を出さない方向で進んだってもらえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番益田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

このことは、過去にも県のこともございました。要するに手続をちゃんとすればどうにもならないということがございました。私のところに要望書がきたとしても、業者から正式な書類が全て整っておれば、それは私は止めることはできない。ただし、それに対する地域の皆さんがいろんな形の中で心配とすることに対しては、うちとしてそれに対して監視をするとか、そういう形の対応はしなくてはならないという、そういうことになるかと思っています。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そがこれ作ってもらうのは有り難いのやけども、書類さえ整っていたら法的にも反対はできないということやろと思うのやけども、地元の人としたら、自治会としてとか道一つでも通行する人にしたら迷惑やなどということが多々起こってくると思います。そういうときは行政としてはちゃんと対応してあげてもらいたいなど。

そして、隣接地も同意が要らないと言いましたね部長。そしてその隣接の境界から一メートル控えれとか二メートル控えれとか、それも要らんわけですか。それと隣接地の人が、土羽を打って崩れんように何ぼ土羽で上がるのかしらんけど高く造るのやったら何段にもせんなんやろけれども、そこら辺隣の人が横でたくさん土積まれたらかなわんということが起こらないのかな。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

そのようなことが想定されるということで、隣接地の地盤高よりも五〇センチ以下にしか土を盛ることができないというふうにしております。ですので、急な斜面が隣接地から出来上がるというようなことはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 結局そのくらいたくさん盛り上げられないということになるわけやな。谷を埋めるのやったらかめへんけども、峰になっ

て高かったら、そんなにレベルが違わないところだったら、隣地よりも五〇センチ以上は上げられないということですか。それは規則で決めてくれるわけですね。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

ちよつと説明不足だと思うのですが、例えば今特定事業を行う土地の四方が特定事業をする土地の高さと仮に一緒だったとします。一緒だったとしたら、その土地には五〇センチ以上、土を盛ることはできません。そして、右の土地と特定事業の土地が同じ高さで左の土地が五メートル高かったとします。そしたらこの五メートルに対してこの五メートルの高さより五〇センチ上げることができますので、仮にそういうふうになれば、右から段々で一応うちの構造規定にのっとりました高さで段々で土は盛っていくことができます。その場合、前と後も仮に五メートル、三方に五メートルの土地が囲まれてここだけが低いとしたときには、段々でそのように上げていきますけれども、一方だけでしたら五メートルのところに向けて片勾配で全部上げていくのは多分不可能だと思うのですが、ちよつといびつな、こういう形の盛り土になっていくかなと、そういうふうな言葉では説明しにくいのですが、それでも、しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） またそれは聞きに行かせてもらいますけれども、とにかく両方の地権者のところから五〇センチは上げられないということや。片方がうんと高い峰になっていて、下が谷やったところへ土を入れてもこっちの土羽が、土羽で何段でも上がってこんなことや。そうやったら上でフラットにできないということや。

また、それを聞きに行きますわ。ここであれするより。

市長、同じこと言うけれども、自治会からそういう話が出たときには善処したってもらいたいと、許可しないということはできないと思います。書類さえ整っていたら。しかし恐らく地元との話はどんな話も出てくると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 阪合部地域の田殿町というところで今残土処分が行われておると、地域住民はこれを残土と呼ばないで産廃を捨てているの

ではないかと、というのは残土の中にレンガ塊やガラス塊、タイル等が含まれているのではないかという話の中で、そもそも土砂という規定をできるのは業者なのか、それとも行政なのかその辺教えていただけますか。（間）（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これは多分、県の廃棄物対策課ですかね、ここで今現在は多分そういう指定をされていると思うのですけれども、このままの認識で変わらないということでしょうか。

五條市ではそれが土砂なのか、産業廃棄物なのかというのを決めるのはこの条例の中にはないということでしょうか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田全康議員の御質問にお答えいたします。

土砂であるか産業廃棄物であるか、それにつきましてはまずうちの方が現場に行きまして確認をさせていただきます。その中で産業廃棄物というふうに判断される量が混じっているようであれば、指導なりの手順を迫いまして、最終的にはまた許可の取り消しなどをしていくようになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 市でもそれが土砂なのか産業廃棄物が混入されているのかを見ていただけるといことなので、大変安心いたしました。よろしく願います。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正） 次に、日程第九、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第四十二号 五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長（河田博幸登壇）〕

○都市整備部長（河田博幸）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十二号、五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十ページを御覧願います。

本議案につきましては、五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるための条例の制定でございます。恐れ入りますが、議案書の四十一ページから四十三ページまでを御覧願います。

まず、第一条におきまして、移住を希望する者に対し、住宅を一時的に提供し、山村の自然や生活環境の体験に供すること、移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、五條市移住体験型住宅の設置を定めております。

第二条におきまして、当該施設の名称を「五條市移住体験型住宅平雄」とし、位置を「五條市西吉野町平雄五四番地」とし、第三条で住宅は五條市が管理することとしております。

第四条におきまして、使用できる者の資格を「移住を検討する者」とし、第五条で休所日を定めております。

また、第六条にて住宅の使用期間を連続した七日間以内とし、住宅の管理上支障がないと認める場合は連続して十四日以内まで延長することができると定めております。

第七条におきまして、住宅を使用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない、承認に係る事項を変更しようとする場合も同様とし、市長が必要と認めるときは、その使用の承認に条件を付することができると定めております。

第八条におきまして、使用の承認の取り消し等を定めており、第九条におきまして、住宅の使用料は無料と定めております。

第十条におきまして、常に善良な管理者として注意を払わなければならないと定めております。

第十一条では住宅の建物、設備、備品等を破損、汚損、又は消失したときは、直ちに市長に報告し、損害を賠償しなければならないと定め、第十二条におきまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則におきましてこの条例の施行期日を定めております。

以上で議第四十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）まずはこの施設の利用時期についてですが、やっぱり山間部でもありますので、冬場積雪等、勾配のきつい道中もありますので、その辺のことに對する対応はどのようにお考えですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

積雪時の対応につきましては、冬用タイヤの装着とチェーンの携行をお願いいたします。

そして、道路の危険箇所を事前に説明するとともに大雪注意報が発令されている場合は臨時に休所することも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）恐らくここを移住体験というぐらいですので、こういう言い方をしたらおかしいですけども、田舎に住んでいる人がわざわざこんなところで体験しようと思わないと思うんですよ。街中の方がこういうところで移住の体験はどうかということであられるパターンが多いと思うのです。そういう方々に積雪時、雪道なんか不慣れな方も多いと思います。まして勾配のきついところが多いと思うのですよ。だからよっぽどそういうところの配慮をしておいてあげないと、せっかく利用しにきてくれたのに事故に遭うとかいうことが多いと思うのです。つかくのいい事業がちよつと気まずいものになってしまうの違うかなと、そういう観点から見ても、利用者の対応、またそこで例えば一週間だつたら一週間生活していただくに当たってやっぱり人間ですから食料等も必要やと思うのです。やっぱり施設はどこが近くでどこにどういふうなお店があつて、食料、飲み物の調達ができるとかいう案内等も利用案内のところに詳しく説明すべきと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

食料の調達につきましては、全て利用者で準備してもらいます。

それと最寄りのスーパー等の案内については担当課の方でさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）最寄りのスーパー、街中の人に最寄りのスーパーを案内したら、すぐ近くにあると思いますわ。でも行ったら、いざ今日からここで寝泊りするっていったときに、最寄りのスーパーという表現よりか、五條に入って何キロ、道中はこういう状況ですよというのをしっかりと説明して利用していただかないことには、行けば最寄りのスーパーあるわと、行ってさあスーパーに買出しに行こうかとなった場合、安易に、簡単に行けるような道中であるのかどうかということもよくよく考慮した上で、利用者に対する案内というのは必要でないかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員お述べのとおり、申請時において最寄りのスーパー等案内をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）その他諸々の注意事項を十分に認識していただいた上で安全に御利用いただける対応は取るべきであると思います。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この体験型住宅というのは無償で貸すということなんですけれども、光熱費等はどういうふうに、個人負担という形になるんでしょうかね。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

光熱費につきましては、当分の間は五條市の方で負担したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）光熱費もただで、食料品だけでいいということで、普通のアパート借りるよりは安いわな。またホテルとして利用する、夏場だけここを利用させてもらおうかなという方も増えてくるのではないかなと思うのですけれども、移住をするわ、するわと言って、もし一家族がここに七日間、今から言うたら、今年一週間使いますよと、半年後にまた使いますよって、二年後にまた使いますよって、まあ言うたら夏場のキャンプ場みたいに使われては具合が悪いので、その辺の管理はどうするのか教えてもらえますか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

その件に関しましては、申請時において移住の希望があるのかどうかのこともいろいろ申請していただくことになっております。その辺で見極めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）無償にするということは、まあ言うたら安易に希望するという形で、一組の家族が来ました。再来年また来ました。次の年も来ましたという形になるのではないかなと、まあ言うたら避暑地である、ここに来たら夏場は涼しいという形で来られた場合はちよつとその辺も、ちゃんと希望する希望するって口で言うくらい簡単なので、本当に希望しておるのかどうかというのを見極めるのは本当に難しいと思うのです。

せめて光熱費くらいは支払っていただかなければ、五條市の負担が増えるのではないかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

無料とした理由といたしまして、少しでも多くの方に興味を持ってもらって利用してもらうことが移住への第一歩となると考えております。今後は、利用状況やアンケート調査等を行って、利用料の有無を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）トイレ休憩のため、午後五時二十五分まで休憩いたします。

午後五時十二分休憩に入る

午後五時二十五分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）先ほど、議第四十一号、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例に対する益田議員の質問に理事者側の答弁に誤りがあり、訂正したいとの申出がありましたので、許可をいたします。辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）申し訳ございません。

先ほど、十一番益田議員の御質問の中で、私、農地に対する特定事業の中の届出という件で、私、農地法第四条、第五条、それから三、○
○平方メートル以下の農地の造成に対して市の方に届出をしていただくというふうに申しましたですけども、届出をしていただく必要は
ございません。

以上、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田 正）次に、日程第十、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十三号 五條市水道料金等審議会条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士） ただいま上程いただきました議第四十三号、五條市水道料金等審議会条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十四ページを御覧願います。

本市の水道事業及び簡易水道事業等の公正妥当な料金を検討するため、五條市水道料金等審議会の条例を制定しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書四十五ページを御覧願います。

第一条では、審議会の設置に関して定めております。

第二条では、所掌事務について定めております。

第三条では、組織について定めております。

第四条では、委員の任期等について定めております。

四十六ページに移りまして、第五条では、会長について定めております。

第六条では、会議について定めております。

第七条では、庶務について、第八条では、委任について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を定めることとしました。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例に、審議会の委員に係る規定を加えることとしました。

以上で議第四十三号、五條市水道料金等審議会条例の制定について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この条例の中で審議会の委員の構成についてですが、昨年の十二月定例会の一般質問において、私が質問させていただいた一部を読み上げますね。「実際に負担を強いられる中で、各戸の収入に対し負担率の低い方々だけでなく、幅広く負担率の高い方々の小さな声も反映できるような環境の下、委員会を構成すべきと考えます。その委員会構成の取組についてお尋ねします。」ということでお尋ねさせ

ていただきました。そのときの答弁が、「水道局といたしましても、消費者の方々の御意見を取り入れられるように、考えてまいります。」という御答弁をいただいております。

そこでちょっとお尋ねしたいのですが、第三条「審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。」とあるのですが、特に聞き取り等についても再三再四申し上げたと思うのですけれども、水道料金に関しては男性の方が管理している家庭というのはなかなか少ないと思うのです。なので女性の登用が不可欠ではないのかなと思います。そしてもちろん消費量の多い事業主も必要であると思います。利用者の幅広い年齢層に対しても必要でないかなと、昨日のまた違った質問の答弁の中で、市長の答弁の中にもいろんな意味で若い世代の方の登用というお言葉もあったと思うのです。なのでそういうふうな今言ったような方々の登用もお考えであるのかなのか、お考えであるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

そのようなことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十一、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十四号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十四号、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十八ページを御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、いわゆるマイナンバー法の規定に基づき、市町村間の情報連携が平成二十九年七月から開始されることに伴い、独自利用事務を追加するものでございます。

四十九ページをお願いいたします。

まず、別表第一では、マイナンバー法では規定されていない事務を条例で定めて、独自利用を行う事務につきまして、新たに六つの事務を追加するものでございます。

次に、別表第二では、別表第一で定めた事務で利用する特定個人情報につきまして、五つの事務並びに特定個人情報を追加するものでございます。

さらに、別表第三では、市長部局と教育委員会部局とで情報提供を行う事務と、その情報提供機関と特定個人情報について新たに二つの事務並びに特定個人情報を追加するものでございます。

これによりまして、例えば他市町村から本市へ転入された方が、お手元の別表に記載されている助成金の申請におきまして、前住所地の市町村役場に出向き、交付手数料を支払って前年の所得証明等を取っていましたことが、平成二十九年七月から市町村間連携を行うことによりそれが不要になり、利便性の向上を図ることができるというものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の一部改正の施行期日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十二、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十五号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十四ページから五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例第二十九条第三項、第三十一条第三項、第四十四条第三項及び第四十七条第三項におきましては、保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう改めるものでございます。

次に、附則第六条から第九条につきましては、保育の需要に应付するに足りる保育所等が不足していることに鑑み、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件について特例規定を加えるものでございます。

まず、第六条におきましては、児童等の人数に应付が必要となる保育士の数が一名となる時間帯については、保育士一名に加えて保育士と同等の知識及び経験を有する者を置かなければならないとするものでございます。

第七条におきましては、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者を保育士とみなすことができるものとして、保育士と同等の知識及び経験を有する者を置かなければならないとするものでございます。

第八条におきましては、八時間を超えて開所する場合、利用定員に应付して算定した保育士の数を越えて配置する保育士については、保育士

と同等の知識及び経験を有する者を保育士とみなすことができるものでございます。

第九条におきましては、第七条又は第八条の規定を適用する場合であっても、保育士の資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の三分の二以上置かなければならないとするものでございます。

次に、別表におきましては、四階以上の階に保育室等を設ける場合の避難用屋内階段の構造について、規定の整備を行うものでございます。附則におきましては、施行期日を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今説明していただきましたけれども、この該当施設は五條市内にあれば、何事業所くらいあるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ五條市内には事業所はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ちよつと私も分からないのですけれども、小規模保育事業所A型というのは、どのような形のことを言うのですかね。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

小規模保育事業所A型と申しますのは、利用定員が現在のところ六名から十九名、三月二十八日の厚生労働省の見解で今のところ暫定的に二十二人まで拡大できるとなっておりますが、一般の保育所との一番の違いは、一般の保育所でしたら設備が整った保育事業所ということになるのですけれども、小規模保育事業所A型は、保育をされる方の居宅ですとかその他の場所、施設ということになっておりまして、一般の保育所よりも基準が緩やかになっております。なぜこういう施設があるかと申しますと、都市部の方では今待機児童が問題になっておりまして、過疎地域の方では保育所まで行く距離がかなり遠くなったたりというようなことがございまして、こういう基準を少し緩めた保育事業所

の展開が可能になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、これ自分とこの住宅を改良してそういう保育所、都会の方でマンション等改良してやっているということが五條市でも可能になるということですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十三、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十六号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十六号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。改正内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第十条第三項第四号におきましては、放課後児童支援員の資格要件に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」を加えるよう改めるものでございます。附則におきましては、施行期日を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十四、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十七号 五條市上野公園条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）失礼します。

ただいま上程いただきました議第四十七号、五條市上野公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市上野公園に新しい施設である総合体育館ができるため、その体育館に係る規定を加えるものであります。次に、条項の内容につきまして要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十九ページから六十一ページを御覧願いたいと存じます。

改正する項目として、第一条の第一項に総合体育館に係る開園時間に関する規定を加えることといたしました。

第十二条、第十三条及び別表におきましては、「利用料金」等の用語の整理を行うことといたしました。

また、第十三条の別表中（四）の表の次に、総合体育館の利用料金等の「（五）総合体育館」の表を加えるなどの別表を改めることといたしました。

附則といたしまして、施行期日を規則で定める日からとし、またこの条例の施行の日前においても準備行為ができるものとしたしました。以上で議第四十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この新しい体育館の利用料についてでございます。

大きな競技をすればするほど使う面積も広くなって、時間も長くなって、トータル的に考えたたらかなり高額な利用料になるのかなと思われる。それだけ立派な体育館なので、それ相応の金額であろうと思うのですけれども。

例えば、青少年の健全育成の観点から、市・県・国の中体連・高体連の公式競技に限って、そういういろんな競技があると思うんですけれども、公式競技に限って使用の場合、料金の設定に工夫が必要ではないのかなと、余りに中体連・高体連、そういう青少年の健全育成を目的とした各学校の体育競技・スポーツ競技の使用する会場としてはちょっと高額すぎるのではないかと感じるのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

牧野議員御指摘の大会等には、市内の中・高生も参加することとなると思いますので、今後協議が必要なところであると考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）少しでも利用していただきやすい環境を整えて、他所からも多くの利用者を迎えらることを工夫していただけたらと思いますので、よろしく願います。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十五、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十八号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十八号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書六十二ページから六十四ページを御覧いただきたく存じます。

本条例の改正理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、本条例附則第五条におきまして、公務上の災害等により支給される年金と公的年金給付との併給調整規定におきまして、調整率を改正するものであります。

附則におきましては、第一項で施行期日を、第二項、第三項で経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十六、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十九号 五條市立中央体育館条例の廃止について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第四十九号、五條市立中央体育館条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十五ページから六十六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立中央体育館を用途廃止するため本条例を廃止するものです。

五條市立中央体育館は、昭和四十六年に建設され、既に四十四年が経過しております。そのため、経年劣化に伴う老朽化が甚だしく、雨漏りやクラックも多く耐震補強もなされていない状況であります。

本年九月末には、代替施設として（仮称）五條総合体育館がしゅん工予定であることと利用者の安全を考慮し、当該体育館を用途廃止するため本条例を廃止するものであります。

なお、利用者への周知期間が必要のため、この条例は、平成二十九年四月一日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）廃止後の跡地利用と、そして解体はいつされるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の中央体育館をどうするのかは有効活用も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「解体は。」との声あり）

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えをさせていただきます。

解体するのいかどうかも含めまして有効利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 廃止された後、あのままで残しておくというのは、いかにも……、もう雨漏りもすると言っているし、耐震もないというところで、早期に解体しないことには、また勝手にガラス破って入ったり、いろいろな防犯の関係からいろいろなあると思いますので、早いうちに解体するのであればいただきたいと思います。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今説明していただきましたけれども、解体するまでの間、管理はどことが担当されるのですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

用途廃止はいたしますが、教育財産として、教育委員会が管理をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） なぜそういうことを言わせてもらうかと言いますと、旧消防署跡地の建物がございます。そこで夜間、中央公民館を使用する方の駐車場になったりしておったのですけれども、ちよつと不審な方が現れて、一応今コーンを置いて入れない、入るのに制限を加えておるような形をしていたいておりますけれども、この建物の前は幼稚園でございますので、その辺の安全管理等しっかり管理していただかないと不審者の住み家のならないように、また青少年健全な場所というか、不良などのたまり場にならないような方法を取っていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 来年の四月一日に廃止条例が施行されますけれども、今のところは全然中央体育館は使っておりませんか。誰も。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永）七番岩本議員の御質問にお答えを申し上げます。
毎日使用はしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十七、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十号、平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百二十一万円を追加して、歳入歳出の予算総額を、五十二億八百二十一万円とするものでございます。
次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの下段を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十三節委託料百二十一万円の増につきましては、平成三十年度から県単位化となる新たな
国保制度に向けて円滑な移行を行うため、今年度より県に導入される国保事業費納付金等算定標準システムと、市町村データの連携が必要で

あるため、本市の電算システムを改修するためのものであります。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、二目国保制度関係業務準備事業費補助金、一節国保制度関係業務準備事業費補助金百二十一万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十五日から二十一日まで休会とし、次回二十二日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後六時零分散会

